

ひのはら

森と清流を蘇らせ
未来に誇れる活力のある村

第5次檜原村総合計画





あ い さ つ

檜原村の貴重な財産である豊かな山々と秋川の清流からは、いつの日も健康な体や癒しを与えられていることを感じるすることができます。私たちはこの大自然と共生し、住みよく活力のある村づくりを目指し、平成 15 年度に第 4 次総合計画を掲げ、村政運営に取り組んでまいりました。

しかしながら、この 10 年間で村を取りまく環境は大きく変化をしているとともに、少子高齢化対策、地方分権の進展、森林環境整備の推進など、これまでに増した対策が喫緊に求められております。

このような背景を踏まえ、村では平成 35 年度を目標年度とする「第 5 次総合計画」を策定いたしました。

本計画は、これまでの第 4 次総合計画で掲げた「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村」の将来像を引き継ぐとともに、「人々が住みたくなる村」、「健康管理と福祉の充実で元気な村」、「森や水と調和した産業振興の村」、「心豊かな村民を育む村」、「参加と交流の村」づくりを基本構想とし、今後 10 年間の大きな社会環境の流れを捉えたものです。

本計画を今後の村づくりの指針とするとともに、村民の皆様と行政とが一体となり、各課題に挑戦し、協働を深めることにより、将来像に少しでも近づけるものと確信しております。

なお、本計画の策定には多くの皆様のご意見を反映させていただきました。アンケート調査でご協力いただいた多くの村民の皆様、貴重なご意見、慎重なご審議をいただいた総合計画審議会委員の皆様には心より感謝申し上げます。

村の将来像である「森と清流を蘇らせ、未来に誇れる活力のある村」の実現に向け、村民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 3 月

檜原村長 坂本 義次

目次

第1章 総論	5
第1節 計画の概要	6
1. 策定の目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の構成と計画期間	
第2節 計画の背景	8
1. 村を取り巻く環境	
2. 村民の意向	
3. 今後の村づくりの課題	
第2章 基本構想	17
第1節 村づくりの目標	18
1. 村づくりの将来像	
第2節 将来人口	19
1. 総人口	
2. 年齢三区分別人口	
第3節 将来像の実現に向けた村の基盤整備	20
1. 施策の基本方針	
2. 取り組み内容	
第4節 各種施策の基本方針	22
1. 人々が住みたくなる村づくり	
2. 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり	
3. 森や水と調和した産業振興の村づくり	
4. 心豊かな村民を育む村づくり	
5. 参加と交流の村づくり	
第5節 計画の進捗管理	24
第6節 施策の体系	25

第3章 基本計画	27
第1節 人々が住みたくなる村づくり	28
1. 自然環境の保全と公害防止	
2. 簡易水道・下水道の整備	
3. 道路・交通の充実	
4. 交通安全・防犯対策の充実	
5. 消防・防災対応の強化	
第2節 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり	40
1. 子育て支援の充実	
2. 高齢者福祉の推進	
3. 障害者福祉の推進	
4. 地域福祉の促進	
5. 保健・健康づくりの推進	
6. 地域医療の充実	
第3節 森や水と調和した産業振興の村づくり	54
1. 地域特性を活かした農業振興	
2. 林業の活性化	
3. 自然を活かした観光振興	
4. 商工業の活性化	
第4節 心豊かな村民を育む村づくり	62
1. 家庭教育・幼児教育の充実	
2. 学校教育の充実	
3. 社会教育・社会体育の振興	
4. 文化と伝統の継承	
第5節 参加と交流の村づくり	72
1. 定住環境の整備・充実	
2. 行政運営の充実	
3. 健全な財政運営	
4. 広域行政の充実	

A scenic view of a river flowing through a lush green forest. The river is clear and greenish, surrounded by dense trees and rocky banks. The sky is blue and visible through the canopy. A semi-transparent green box is overlaid on the center of the image, containing the text '第1章 総論' in white.

第1章 総論

第1節 計画の概要

1. 策定の目的

村では、昭和47年(1972年)「第1次檜原村総合計画(昭和48年度～57年度)」を策定して以来、10年毎に4回に渡って計画を策定し、この10年間は平成16年度(2004年)を初年度とする「第4次檜原村総合計画」を指針として村づくりの諸施策を進めてきました。

本計画では、第4次計画の期間が完了するのを受け、ここ10年間の村づくりの経過と村の現状、今後の時代の流れを踏まえ、国や都などの関連計画と整合性を保ちつつ、村の目指すべき姿と総合的な施策方針を定めます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、村づくりを進めるにあたり最も基本となる計画で、各種個別分野の計画の上位計画に位置づけられるとともに、国や都、近隣市町に村づくりの基本指針として示されるものです。

平成23年に地方自治法の改正があり、市町村基本構想の策定は義務ではなくなりましたが、檜原村の村づくりの意志として本計画を策定し、今後10年間の村づくりの事業や取り組みの基本方針とします。

村づくりの基本となる総合的な計画

行財政運営を計画的に進めるための指針

村民や各種団体等の村づくり活動の指針

国・都などの関係機関や周辺市町に「村づくりの指針」を示す計画

3. 計画の構成と計画期間

本計画は「第5次檜原村総合計画」とします。

計画は、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」により構成されています。

なお、本誌には実施計画は含みません。

◎基本構想

基本構想は、目指すべき将来像を示すとともに、その将来像を実現する主要事業や分野別の取り組み施策の体系と概要を示します。

平成26年度（2014年）を初年度に10年間の計画期間とします。

◎基本計画

基本計画は、基本構想で定めた将来像と各種施策の基本方針をもとに、基本的な取り組み施策を分野別に体系化して示します。

行政の取り組み施策に加えて、村民や団体等が主体となる施策および国や都などへの要望事項、周辺市町との広域連携事業などについても位置づけします。

計画期間は前期と後期に区分し、前期計画は平成26年度（2014年）を初年度に5年間の計画期間とします。

◎実施計画

実施計画は、基本計画で体系化した施策の具体的な事業の実施年度、事業主体、事業期間、事業量などを示すものです。

各年度予算の基本となるもので、施策の重要度や緊急度などの他、国・都の施策動向や財政状況などを総合的に判断しながら毎年検討します。

計画期間は3年とし、毎年度のローリングにより計画の実行性を確保します。



第2節 計画の背景

1. 村を取り巻く環境

今後、10年間の計画を検討するにあたって、大きな社会環境の流れを以下の様に捉えています。

①循環型の環境社会づくり

2011年3月11日の東日本大震災後の電力需給の問題などから、エネルギー資源の有限性や環境負荷などについての人々の認識が変化しました。3R(リデュースー発生抑制、リユースー再利用、リサイクルー再資源化)を基調とした資源利用の節約や資源循環型社会の構築、自然環境の保全・継承への対応が重要になります。また、公害や廃棄物対策の強化および放射性物質などの新しい環境汚染への対応も検討しなくてはなりません。

②安全・安心重視への対応

東日本大震災を契機として、人々の防災・安全対策意識が変化しました。防災対策も発災時対応の防災から、予防・発災・避難・復旧までの時間軸での防災対策が求められています。

また、一方で近隣や地域コミュニティと連携した安心できる地域社会づくりが見直されています。単独世帯や少人数世帯が増加する中で、生活の安全対策の考え方も変わり、従来の防犯や事故などはもとより自宅での急病・ケガなどによる孤立死不安への対応などが求められています。

③少子・高齢社会への対応

2005年から日本の総人口は減少に転じています。また、少子高齢化の傾向は今後も続き、人口構造の変化による社会保障の支え手が減少します。高齢化の時代にあって、生涯現役で働き続けることが期待され、雇用年齢の延長や年金支給開始年齢の延長などが具体化しています。

高齢社会対策も健康づくりや介護予防など健康で自立した生活ができる予防対策などの推進とともに、若者や中高年世代の非婚化対策、子育て支援対策の充実などが期待されます。

④新しい産業社会と情報・物流のネットワーク時代へ

生産拠点の海外移転などにより、従来の加工貿易型主体の産業構造から変化しつつあります。情報・通信技術を活用した新しいサービス産業などこれまでの産業区分では括れない、新しい領域の産業や少子・高齢化時代に対応した生活支援型サービス産業などの台頭が考えられます。また、高齢者に担われている第一次産業の再編成や事業化などが検討されています。

一方、情報化や物流システムの高度化などにより消費行動など情報やモノの移動性が高まり、お取り寄せなど、家や地域にいながらの広域消費行動が実現するとともに、実店舗や立地・距離が障壁にならないブランド構築も可能になっています。

⑤価値観の多様化に対応した共同体や生活単位の再構築

進路や職業など働き方の多様化とともに、結婚・生活様式・親子関係のあり方など家族という生活単位についてもその選択や自由度が拡大しています。従来の地縁型コミュニティの形成は難しく、新しい共同体づくりを模索・検討する必要があります。

また、既存の地域コミュニティも高齢化や世帯人員の減少により、地域互助で対応できない生活課題への対応についても検討する必要があります。

⑥グローバル化社会の浸透と地域間競争の時代へ

TPP交渉の地域経済への影響や微少粒子状物質(PM2.5)などによる環境悪化など意思や意図に関わらず、様々な分野での国際社会の動向が日常生活に影響を与えます。今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、ますます、国際社会との関わりや交流機会の拡大、異文化理解の促進なども含めたグローバル化社会への対応を考える必要があります。

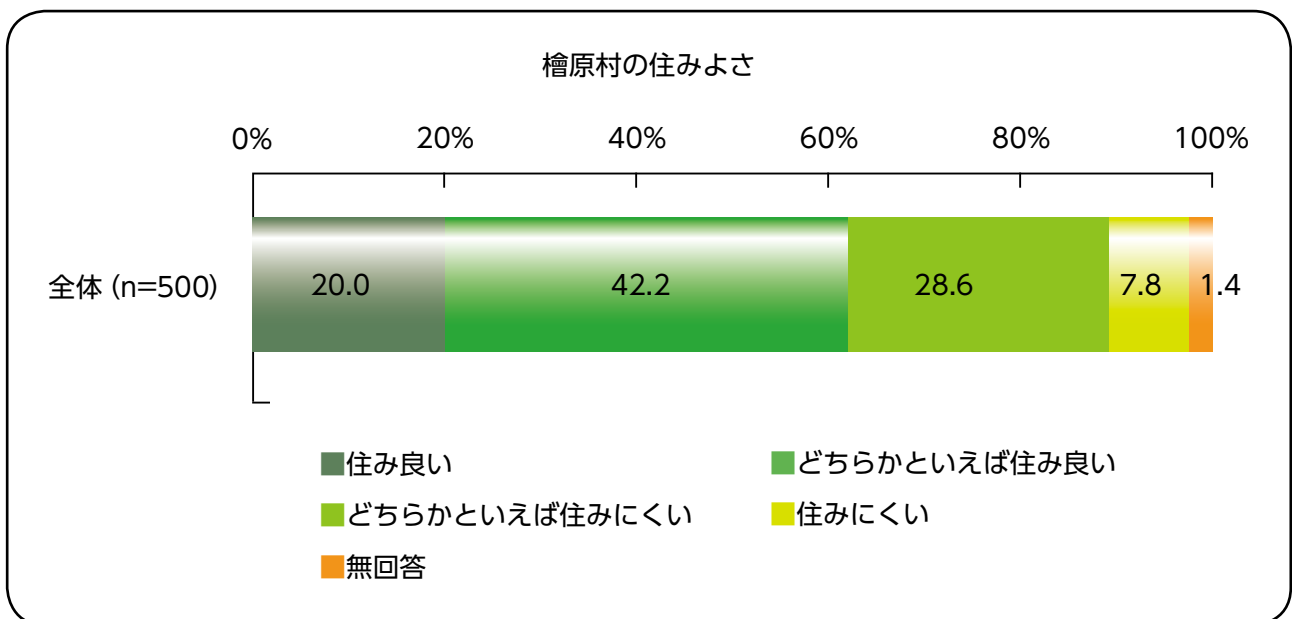
また一方で、全国的な人口減少、成熟型経済社会の中で地域間競争は激しくなってくると考えられます。官民の協働による分権型社会にふさわしい独自の地域づくりに取り組み豊かで充実した地域づくりが求められます。

2. 村民の意向

計画の策定にあたって、村民を対象に村の住み良さや現状の満足度、村づくりの方向について、「村づくり意向調査アンケート」を実施しました。

①村の住み良さについて

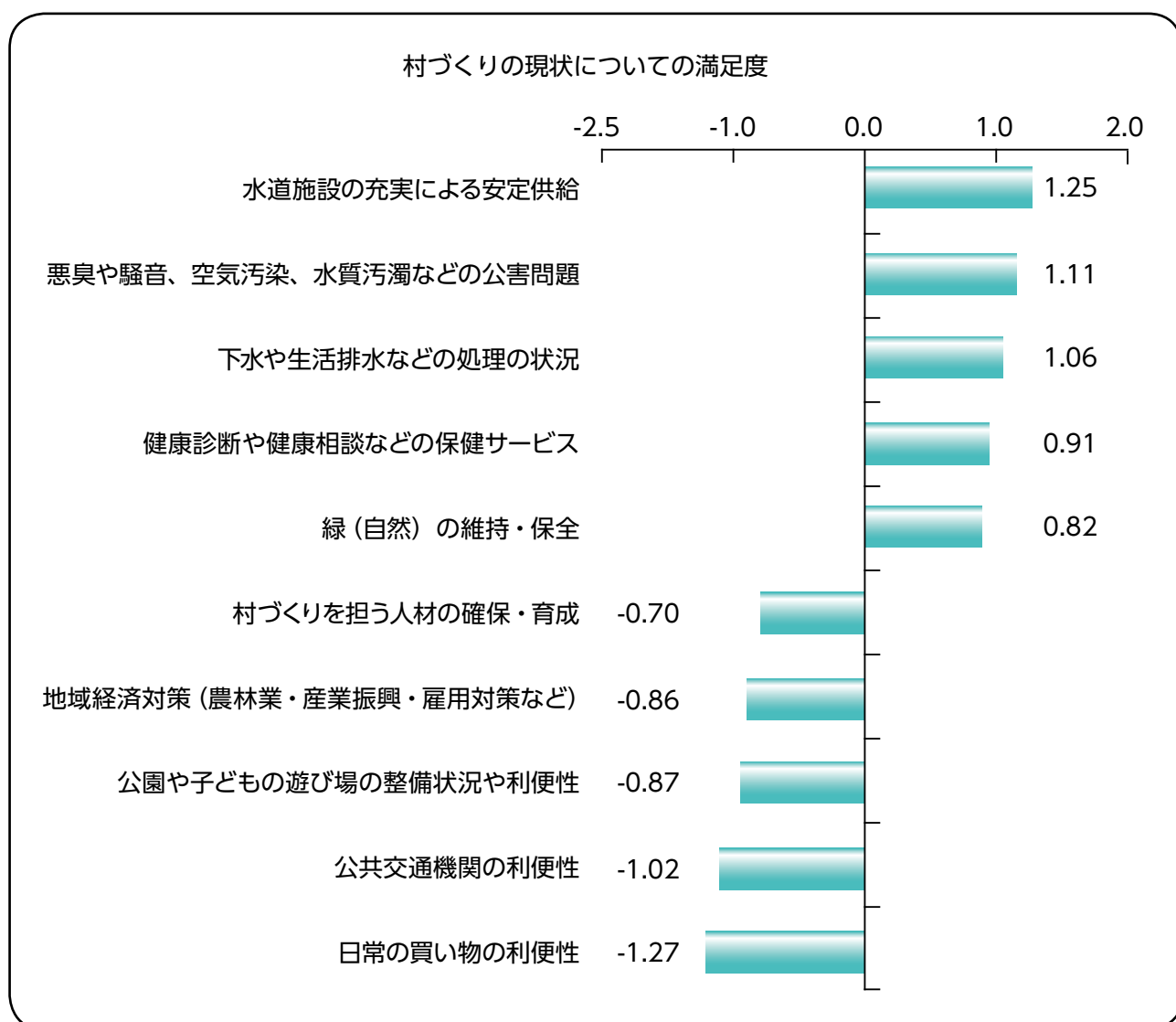
○村の住み良さは、「どちらかといえば住み良い」42.2%が最も多く、これに「住み良い」20.0%を合わせた「住み良い」層が約6割となっています。一方、「どちらかといえば住みにくい」28.6%、「住みにくい」7.8%を合わせた「住みにくい」層は、約4割となっています。



②村づくりの現状についての満足度

○村づくりへの満足度で評価が高いのは、「水道施設の充実による安定供給」が最も高く、次いで「悪臭や騒音、空気汚染、水質汚濁などの公害問題」、「下水や生活排水などの処理の状況」となっています。

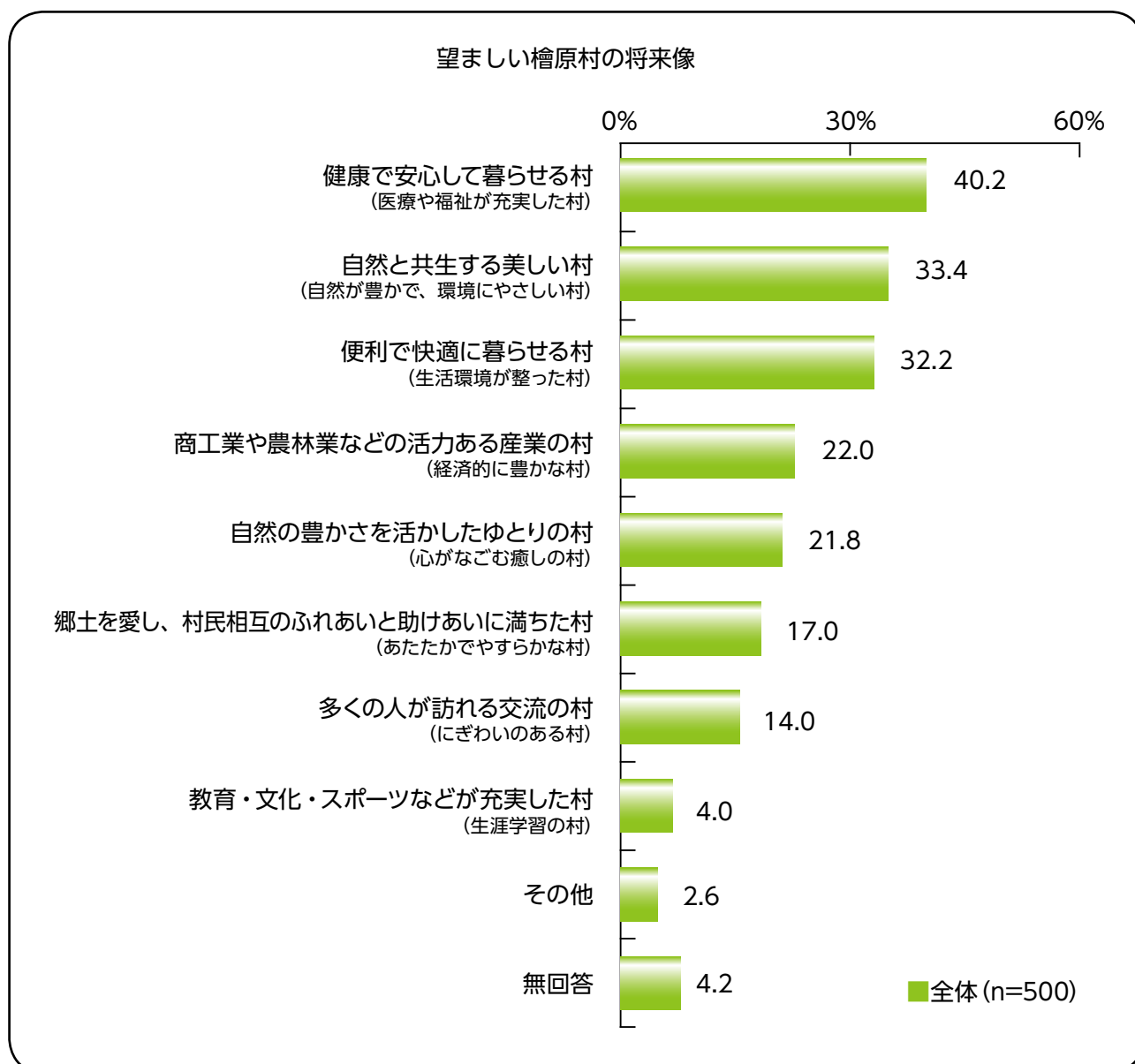
一方、「日常の買い物の利便性」が最も評価が低く、「公共交通機関の利便性」、「公園や子どもの遊び場の整備状況や利便性」と続いています。



プラス評価上位5項目とマイナス評価下位5項目を掲載

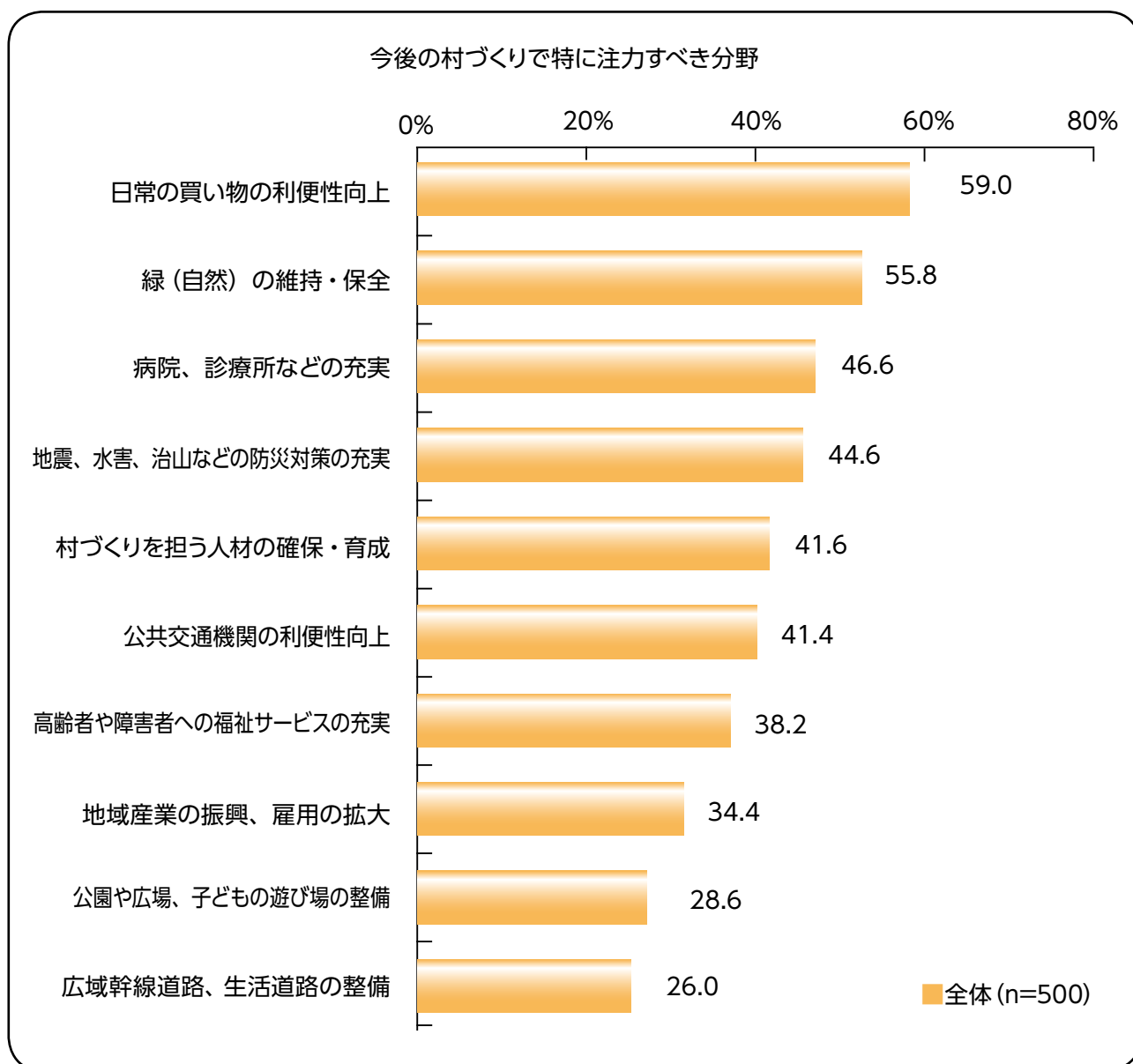
③望ましい檜原村の将来像

○村の将来像としては、「健康で安心して暮らせる村（医療や福祉が充実した村）」40.2%が最も多く、次いで「自然と共生する美しい村（自然が豊かで、環境にやさしい村）」33.4%、「便利で快適に暮らせる村（生活環境が整った村）」32.2%、「商工業や農林業などの活力ある産業の村（経済的に豊かな村）」22.0%、「自然の豊かさを活かしたゆとりの村（心がなごむ癒しの村）」21.8%となっています。



④今後の村づくりで特に注力すべき分野

○注力すべき分野としては、「日常の買い物の利便性向上」59.0%が最も多く、次いで「緑（自然）の維持・保全」55.8%、「病院、診療所などの充実」46.6%、「地震、水害、治山などの防災対策の充実」44.6%となっています。



○28項目について調査し、上位10項目について掲載

3. 今後の村づくりの課題

村を取りまく社会環境の状況や今後の可能性、村民の評価や意向を踏まえて、今後の村づくりの課題を以下のように整理しました。

①山林や清流など自然資源の維持・活用

先人が守ってきた豊かな自然環境は、村のかけがえのない財産です。次世代に自信を持って受け継げるよう、自然資源を保全し、環境対応施策の充実や循環型社会への対応、公害・不法投棄の取締り・意識啓発などを充実する必要があります。

②災害、急病などの緊急体制の整備

山間の渓流沿いの道に集落が点在する地理的な特徴を持つため、災害の際の避難・安全確保対策の充実が必要です。また、急病時等の緊急搬送体制の充実や地域消防力の維持・強化など安心して暮らせる生活環境づくりに努める必要があります。

③少子・高齢社会時代のコミュニティ形成

地域の生活共同体の単位であるばかりでなく、地域の風土や文化継承の担い手でもある地域コミュニティを保全するとともに、高齢化や人口減少で難しくなった草刈りや雪かき等のコミュニティ維持活動の代替支援などを検討する必要があります。

④健康で安心して暮らせる地域づくり

安心して子どもを産み育てられる環境づくりに地域一体となって取り組むとともに、健康で住み慣れた地域で安心して天寿が全うできる、健康と福祉の村づくりに継続的に取り組む必要があります。

⑤地域産業の育成

農・林業の担い手対策や地域物産開発・ブランド化推進による一次産業所得の増加などに努めるとともに、起業促進・支援や継続的な企業誘致への取り組みに努める必要があります。

⑥観光資源の情報発信と広域連携

近年のアウトドアブームやサイクリングブームは自然環境の豊かな本村の観光にも追い風となります。観光地へのアクセス整備や環境整備、イベント等ソフト施策づくりや多様な情報発信に加えて、広域で連携した観光広報の充実などへの取り組みが必要です。

⑦買い物環境や公共交通など生活利便性の向上

村民アンケートでも要望が多かった、買い物環境の整備やバス運行の充実といった移動手段の整備など村民ニーズに合わせた生活利便性の向上に努める必要があります。

⑧人材育成の環境整備

村づくりの基本は人材づくりから始まります。少人数での充実した教育環境を有効に活かした小中一貫教育の充実や若者の活動支援、地域活動リーダーの育成に取り組む必要があります。

⑨檜原アイデンティティ(*)の形成

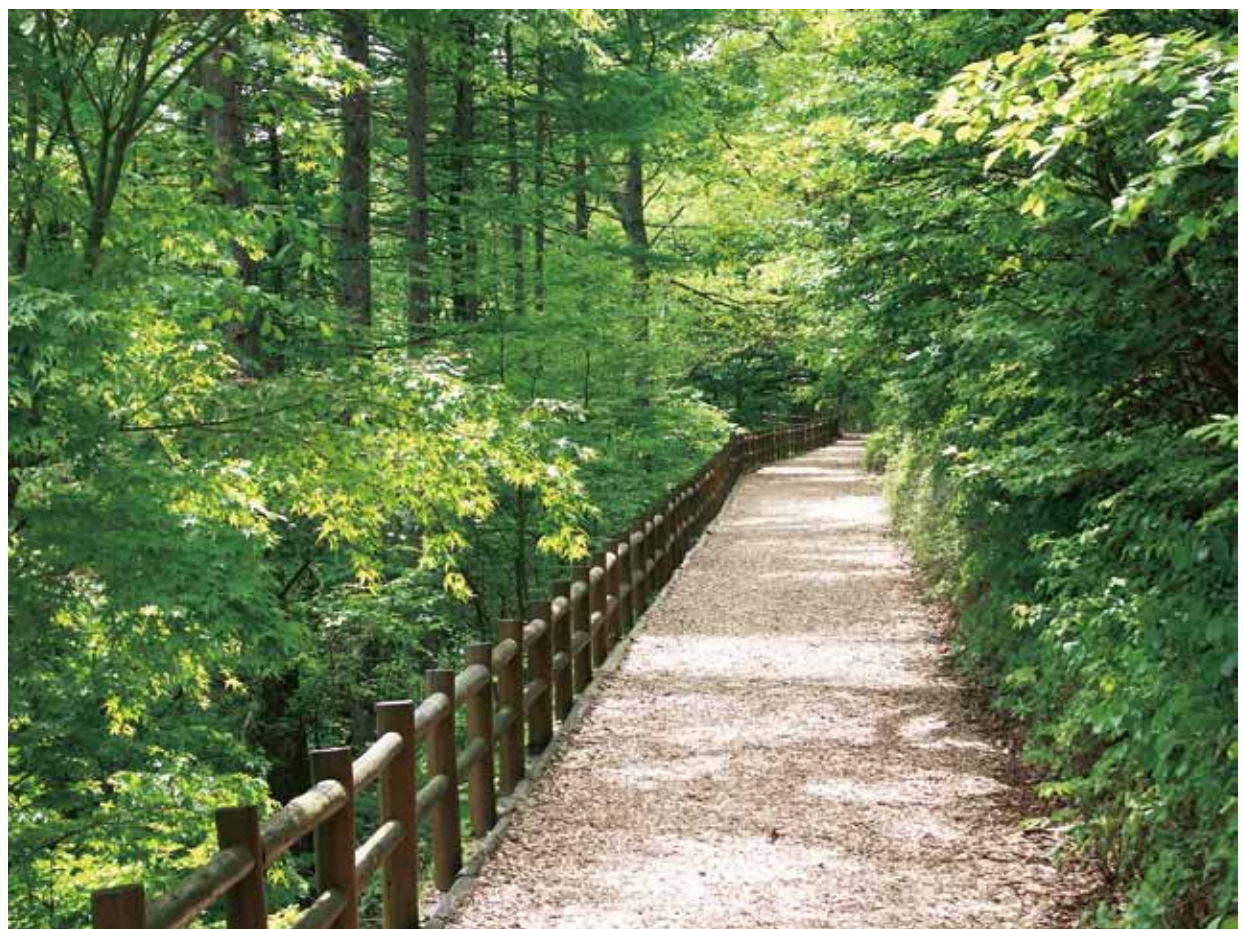
檜原アイデンティティを形成するためには、地元を知り、地元を愛するよう郷土教育を充実するとともに、地域で育み伝えられた郷土文化を保全・継承していくことが重要です。

また、地域間交流の推進などにより地元を再発見するとともに出身者ネットワークの構築により外から見た檜原を再認識するなど、継続した取り組みに努めることが必要です。

⑩定住人口、交流人口の増加

これまでも定住化の促進として取り組んできた住宅施策を推進するとともに、快適な生活環境の整備、観光や交流事業の推進による来村機会の充実などに努める必要があります。

*アイデンティティ：存在の独自性や主体性のより所となるもの



A photograph of a dense forest of tall, thin trees, likely a coniferous forest. The trees are tall and slender, with light-colored bark and dark green foliage. The ground is covered in fallen branches and leaves. A semi-transparent blue rectangular box is centered over the image, containing white text.

第2章 基本構想

第1節 村づくりの目標

1. 村づくりの将来像

檜原村の多くは山林で緑豊かな環境であり、首都圏の重要な水源のひとつである多摩川の最も大きい支流である秋川が流れる森と清流の村です。

村の大部分は秩父多摩甲斐国立公園に指定され、自然公園の環境保全エリアに位置し、天然記念物の名木、巨木も数多くあります。また、集落に伝承される民俗芸能や史跡などの歴史文化が残されています。

これらは、先人の努力により受け継がれてきたかけがえのない村の財産であり、現在に生きる私たちも次の世代に守り受け継いでいく使命があります。

世界有数の大都市東京都にあって、都民に豊かな自然環境と憩いの場が提供できるよう、美しい緑と水を守って行くことが大切です。その中で、自然の恩恵を地域産業と結びつけ活力ある村づくりを推進します。

そのためには、地元への自負と誇りを持つことが大切であり、地域の歴史と伝統、文化を知る人づくりに取り組み、加えて、近隣との助け合いと協力の風土を守り育み、村民と行政とが協働して村づくりに取り組みする必要があります。

豊かな自然環境の中で、ゆとりと安心があり、文化の創造を図る暮らしができる村づくりを進め、村を訪れる人々が憩い、また、訪れたい、住んでみたいと思われる未来の子孫に誇れる村にします。

【将来像】

森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村

第2節 将来人口

1. 総人口

村の総人口は、減少傾向で推移しています。平成25年は2,526人(1月1日・住民基本台帳)で、平成10年の3,561人(1月1日・住民基本台帳)から、15年間で約1,000人の減少となっています。特に近年は、経済環境の低迷などにより、安定した雇用を求めて働き手世代の流出と少子化による要因が大きいと考えられます。

今後、あらゆる施策を通じて就業機会の創出を図るとともに、住宅施策など定住環境の整備を進めることにより、少子高齢化、人口減少社会にあって、現状の人口を保持するよう努めます。

本計画の目標年次である平成35年の総人口を2,500人と設定します。

2. 年齢三区分人口

人口減少の中で老年人口は増加していましたが、平成15年から村の老年人口は減少に転じています。今後は、生産年齢人口の維持、増加を目指し、目標年次である平成35年の年少人口190人(7.6%)、生産年齢人口1,330人(53.2%)、老年人口980人(39.2%)と設定します。

【人口推移と目標人口】

区分 \ 年度	平成10年 (住基)	平成15年 (住基)	平成20年 (住基)	平成25年 (住基)	平成30年 計画前期	平成35年 計画後期
総人口	3,561	3,233	2,885	2,526	2,500	2,500
年少人口 (15歳未満)	379	285	215	176	180	190
生産年齢人口 (15～64歳)	2,054	1,717	1,485	1,259	1,260	1,330
老年人口 (65歳以上)	1,128	1,231	1,185	1,091	1,060	980

年少人口 (15歳未満)	10.6%	8.8%	7.5%	7.0%	7.2%	7.6%
生産年齢人口 (15～64歳)	57.7%	53.1%	51.5%	49.8%	50.4%	53.2%
老年人口 (65歳以上)	31.7%	38.1%	41.1%	43.2%	42.4%	39.2%

第3節 将来像の実現に向けた村の基盤整備

1. 施策の基本方針

本計画の将来像「森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村」を実現するためには、分野ごとに展開されている施策や取り組みを体系化するとともに、相互に連携していく必要があります。

そこで、将来像の実現に向けた村づくりにおいて、今後10年間、先導的な役割を果たすと想定される村の基盤整備に関わる事業を「ひのはら緑(力)創造事業」を中心に横断的に整理して位置づけます。

2. 取り組み内容

①稜線の山林緩衝地帯および日照の確保

日照を確保し、太陽の恵みを受けた明るい生活環境を確保できるよう、稜線樹木の伐採・搬出に取り組みます。

②沿道および村内の景観の確保・創造

沿道景観を整備し美しい村のイメージを形成するために、都道・村道の沿道樹木の伐採・搬出や樹種変換などに取り組みます。

③防災対策の充実

沿道の倒木による電線・電話線の断線防止や稜線の伐採による山林火災の延焼防止対策に努めます。

④雇用の確保

林野整備の実施による村内業者の育成とともに、雇用の場の確保に努め、地域一帯となった森林整備を図ります。

⑤産業振興・観光振興の創造

樹種変換による桜の里、もみじの里等の新たな名所の整備に努めるとともに、農林水産

物等の生産・販売や登山道の整備など産業・観光振興に努めます。

⑥木材等循環型社会の構築

木材利用促進事業の推進とともに、木材の安定的な供給に努め木材の付加価値化を図ります。また、循環型社会にふさわしい企(起)業の誘致・発掘に努めます。

⑦自然エネルギーを基盤とする社会の構築

太陽光発電や小水力発電、太陽熱利用など自然エネルギーを活用した環境保全型社会の構築を目指します。

⑧地域内経済循環の活性化

総合公社の設立による雇用の確保や商業等の充実を図り、地域内経済の活性化を目指します。

⑨自然環境の確保

森と清流を守り、自然と共生した生活環境づくりに努めるとともに、人里と自然の緩衝地帯を整備し、野生鳥獣等が生息できる自然環境の保全に努めます。

⑩土地の確保

企(起)業誘致の際の事業用地や村営住宅用地の確保、休耕地の活用など計画的な土地の確保と活用を図ります。

⑪住宅施策の充実

今後も継続して、村営住宅の整備や住宅用地の確保に努めるとともに、空き家などの情報収集と利活用に努めます。

⑫生活利便性の向上

公共交通の充実や商業の振興と充実に努め、日常生活の利便性の向上を目指します。

第4節 各種施策の基本方針

各種施策のバランスのとれた推進・運営により将来像の実現に近づきます。そこで、施策展開の基本方針を以下のように定め、施策を推進します。「将来像の実現に向けた村の基盤整備」の各種取り組みも当該する施策分野に含まれています。

1. 人々が住みたくなる村づくり

自然環境の保全やごみ処理、公害防止、上・下水道の整備など自然とともに暮らしやすい生活環境づくりを推進するとともに、道路・交通網整備や災害等の対策の充実など快適で安全な生活を送ることができる自然豊かで人々が住みたくなる村づくりに努めます。

(1) 自然環境の保全と公害防止

(2) 簡易水道・下水道の整備

(3) 道路・交通の充実

(4) 交通安全・防犯対策の充実

(5) 消防・防災対応の強化

2. 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

誰もが健康で安心して暮らせる条件整備や環境づくりを推進します。医療・保健・福祉の充実を図り、地域の支え合いの仕組みづくりを促進し、安心して暮らせる元気な村づくりに努めます。

(1) 子育て支援の充実

(2) 高齢者福祉の推進

(3) 障害者福祉の推進

(4) 地域福祉の促進

(5) 保健・健康づくりの推進

(6) 地域医療の充実

3. 森や水と調和した産業振興の村づくり

地域産業の活性化と振興に取り組み、雇用機会の拡充に努めます。また、地域や広域での連携・交流を図りながら観光振興を図るとともに、企業誘致や起業促進に努め、森や水と調和した産業振興の村づくりに努めます。

(1) 地域特性を活かした農業振興

(2) 林業の活性化

(3) 自然を活かした観光振興

(4) 商工業の活性化

4. 心豊かな村民を育む村づくり

村民が一生を通じて学びができる生涯学習社会を築くため、幼児教育、学校教育、社会教育、社会体育などの教育体制を充実します。加えて、郷土教育や地域の伝統・文化の保全・継承を促進し、心豊かな村民を育む村づくりに努めます。

(1) 家庭教育・幼児教育の充実

(2) 学校教育の充実

(3) 社会教育・社会体育の振興

(4) 文化と伝統の継承

5. 参加と交流の村づくり

地域の活動単位であるコミュニティの充実・支援を推進するとともに、良好な住宅環境を整備し定住促進を図ります。また、村民に理解と協力を求めながら効率的・効果的な行政運営を進め参加と交流の村づくりに努めます。

(1) 定住環境の整備・充実

(2) 行政運営の充実

(3) 健全な財政運営

(4) 広域行政の充実

第5節 計画の進捗管理

この計画を着実に進め、村づくりの将来像を実現していくために、下記の点に留意し計画の推進に取り組みます。

1. 計画の進行管理

この計画は、(基本構想)→(基本計画)→(実施計画)→(年次予算)→(実施)の体系で推進します。この体系に基づく計画の調整と管理に努め、計画全体の進行状況の把握や未着手計画の検討など計画の進行管理を図ります。

2. 柔軟性の確保

実施計画の達成状況や事務事業評価等に基づき、計画全体の継続性を確保しますが、地域の状況や社会情勢の大きな変化に際しては柔軟な計画の見直しを図ります。

3. 具体化の検討

計画にある施策や取り組みの中には、具体化に向けてさらに検討が必要なものや個別分野の計画策定が必要なものがあります。また、国や都の支援、近隣自治体との協力が必要なものも含まれています。そうした施策等については、具体化に向けて、関係する機関等へ働きかけをしていくものとします。

4. 計画の普及

多様な広報活動を通じて村民や関係機関等への計画の普及を図ります。

5. 住民活動への支援

この計画を指針とした住民活動や各種団体等の活動を促進するため、活動への参加啓発を図り、活動への協力・支援に努めます。

第6節 施策の体系

1. 人々が住みたくなる村づくり

- (1) 自然環境の保全と公害防止
- (2) 簡易水道・下水道の整備
- (3) 道路・交通の充実
- (4) 交通安全・防犯対策の充実
- (5) 消防・防災対応の強化

2. 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 高齢者福祉の推進
- (3) 障害者福祉の推進
- (4) 地域福祉の促進
- (5) 保健・健康づくりの推進
- (6) 地域医療の充実

3. 森や水と調和した産業振興の村づくり

- (1) 地域特性を活かした農業振興
- (2) 林業の活性化
- (3) 自然を活かした観光振興
- (4) 商工業の活性化

4. 心豊かな村民を育む村づくり

- (1) 家庭教育・幼児教育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 社会教育・社会体育の振興
- (4) 文化と伝統の継承

5. 参加と交流の村づくり

- (1) 定住環境の整備・充実
- (2) 行政運営の充実
- (3) 健全な財政運営
- (4) 広域行政の充実



A black and white photograph of two workers in a forest clearing brush. The worker on the left is wearing a light-colored long-sleeved shirt, pants, and a cap, holding a long-handled tool. The worker on the right is wearing a plaid shirt, light-colored pants, a cap, and a tool bag, also holding a long-handled tool. The ground is covered in dense brush and a tree stump is visible in the foreground. A green rectangular overlay is centered on the image, containing the text '第3章 基本計画' in white.

第3章 基本計画

第1節 人々が住みたくなる村づくり

1. 自然環境の保全と公害防止

《現状と課題》

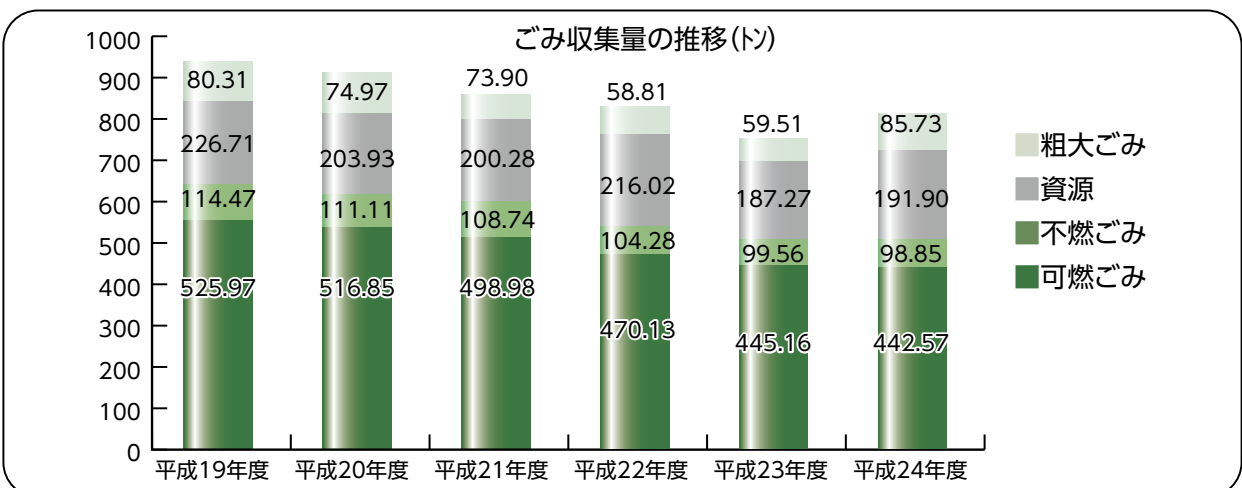
檜原村の大部分が秩父多摩甲斐国立公園に指定され、自然公園法による環境保全エリアにある村として森と清流の保全に取り組んでいます。また、檜原村環境保全条例を平成21年に制定し、条例の周知とともに環境保全意識の向上に努めています。

近年、環境に対する関心が社会全体に高まり、豊かな自然環境を持つ本村の役割はますます重要視され、更なる自然環境の保護と調和のとれた土地の開発・整備が必要となります。特に、秋川の源流を抱える本村としては、生活排水対策として下水道の早期整備が望まれます。

また、村の地理的要因から建築廃材や廃家電、粗大ごみの不法投棄が後を絶ちません。アウトドアレジャーに訪れた人の登山道や河川へのごみのポイ捨てなども課題で、不法投棄の監視体制の強化やレジャーに訪れる人たちへのルール遵守、マナー啓発など取り組むべき問題は数多くあります。

一方、日々の生活や仕事から生じるごみについても、資源循環型社会の構築を基本理念として、村民・事業者・行政の三者が協力して「ごみをつくらない・ごみとしない・ごみとさせない」の三要素を基本方針とした、更なるごみの減量、再資源化を図り、再生可能エネルギーなどの導入にも積極的に取り組む必要があります。

地域の環境衛生や環境美化は、そこに暮らす人たちの取り組みが基本になくは適正な維持ができません。村民の環境意識の向上と自らの手で環境を守る取り組みに対して、村も積極的に関与、支援していくことが必要です。



《施策の体系》

自然環境の保全と公害防止

- ① 自然環境の保全
- ② 不法投棄や公害の防止
- ③ 循環型社会づくり
- ④ 環境衛生・環境美化の向上

《施策の内容》

① 自然環境の保全

- ① 檜原村環境保全条例による適切な規制や取り組みを推進し、無秩序な開発などを抑制し自然環境の保全に努めます。
- ② 檜原村環境保全条例についてのさらなる周知に努めるとともに、秋川の流域自治体等との連携による環境保全を推進します。
- ③ 河川の水質汚濁防止のため、河川の定点水質検査を定期的を実施するとともに、水質保全についての広報・啓発に努めます。
- ④ 緑地の保全や沿道緑化、花の植栽など自然環境の豊かな村づくりを推進します。
- ⑤ 野生鳥獣等が生息できる自然環境の保全に努めます。

② 不法投棄や公害の防止

- ① 関係機関や自治会等と連携し、不法投棄の監視体制の強化や不法投棄防止の啓発活動の推進に努めます。
- ② 観光客等にごみの持ち帰りやごみのポイ捨て防止、自然環境の保全についてのPRや意識啓発に関係機関と連携して取り組みます。
- ③ 水質汚濁や放射性物質、PM2.5など新しい大気汚染などに対応した、監視体制の強化や情報の広報・周知に努めます。
- ④ 公害発生や自然破壊、不法開発などについては関係法令に基づき、関係機関と連携して速やかな規制・指導を実施します。

③ 循環型社会づくり

- ① 廃棄物減量等推進審議会と連携し、ごみの減量化を推進するとともに、生ごみ処理機器購入への補助や資源回収団体への助成等を通してごみの再資源化を推進します。
- ② ごみの分別について、啓発の強化に努めるとともに、高齢化に対応した収集方式について検討します。
- ③ 太陽光や水力、木質資源など自然エネルギーを利用した、環境負荷の少ない再生可能エネルギーについての情報収集や導入に努めます。

④ 環境衛生・環境美化の向上

- ① し尿の収集処理体制の整備を図るとともに、下水道未整備地区への浄化槽設置促進及び維持管理のための補助制度を充実します。
- ② 地域での環境美化活動の推進を図るとともに、生活雑排水への意識向上についての啓発に努めます。



2. 簡易水道・下水道の整備

《現状と課題》

安心して使える水を安定して供給することは、時代を問わず非常に重要で大切です。村の簡易水道施設は、昭和48年に北秋川簡易水道事業、昭和51年に南秋川簡易水道事業として整備されました。施設全般に老朽化が進み、配水管の漏水が頻繁に発生し全体的な施設の更新が必要となっています。現在、給水範囲が広く施設も点在しているため、長期的な視点で施設全体の見直しを進めている状況です。北秋川水系については、平成20年度より計画的に配水管の布設替えを実施しています。今後は、南秋川水系の配水管の更新および浄水場施設等の耐震化への対応などが課題になります。

加えて、下水道の供用開始や浄化槽が普及したことから、今後も給水量が増加することが見込まれます。そこで、村の地理的特性等を十分踏まえ、費用対効果が高く維持管理性に優れた施設の運営を行っていく必要があります。

また、下水道の整備によって快適な生活環境を実現することは、都市はもちろんのこと、農山漁村の地域においても求められています。すでに下水道は、最低限度の生活水準の施設となり、村においても平成18年度から下水道の供用開始が順次始まりました。住民の生活環境の改善とともに、その整備は秋川の水質保全に寄与し、下流域に生活する住民共有の水資源の保全につながっています。平成24年度末には、約84haの整備が完了し、下水道普及率73%となっています。今後は、下水道区域内の下水道接続率の向上と下水道整備事業の円滑な進捗に加え、計画的な維持管理が望まれます。

《施策の体系》

簡易水道・下水道の整備

- 1 良質な水源・水質の確保と供給体制の整備
- 2 配水施設の整備と管理
- 3 簡易水道事業の安定経営
- 4 下水道整備の推進

《施策の内容》

① 良質な水源・水質の確保と供給体制の整備

- ①安全で安心して使える水を供給するため、浄水場施設の整備や管理体制を充実するとともに、災害発生に備えた防災対策を推進します。
- ②取水地周辺の環境整備と適正な管理により水質保全対策の充実に努めます。

② 配水施設の整備と管理

- ①老朽化した配水施設の更新や配水管の計画的な布設替えにより、漏水防止等の安定した給水の推進に努めます。
- ②計画的な漏水調査の実施により、水資源の効率的な利用に努めます。
- ③配水管の埋設状況や更新状況などの情報をデータ化し、効率的なシステム管理化の推進を検討します。
- ④簡易給水施設（地域水道）の安定給水の維持に努めます。

③ 簡易水道事業の安定経営

- ①都営水道との一元化を視野に簡易水道施設の現況および、一元化に係る法令や制度の検討等を進めます。
- ②事業経費削減を図るとともに適正な料金の見直しや良質な水の有効活用を検討し、簡易水道事業の健全な運営に努めます。
- ③メーター検針の効率化を推進するとともに、村民の節水意識の啓発に努めます。

④ 下水道整備の推進

- ①効率的な財源の確保を図りつつ計画的な下水道整備を推進します。
- ②接続率の向上のため、下水道整備についての広報・啓発活動を推進するとともに、供用区域においては住民説明会や個別相談等を実施します。
- ③高齢者世帯や低所得者等に対する、下水道接続に係わる費用の負担軽減について制度の見直しを検討します。
- ④補助制度を活用し下水道整備区域外の浄化槽設置を促進します。

3. 道路・交通の充実

《現状と課題》

村内の道路は、主要地方道第33号線、都道205号線、都道206号線の3路線が基幹道路としてほぼ整備され重要な役割を果たしています。村とあきる野市、青梅市方面を結ぶ主要地方道第33号線は、観光シーズンの渋滞や規定雨量を超えた場合の通行止めなど住民生活に支障をきたすこともあり、迂回や代替えとなる道路の整備が課題となっています。

区分	台数
乗用車（普通、小型）	1,048
貨物自動車（普通、小型、被牽引）	277
二輪車（原付、小型）	225
軽自動車（二輪車を除く）	972
その他（乗合、特殊用途、大型特殊）	134
合計	2,656

幹線道路と各集落内を結ぶ生活道路としての村道は整備が進んでいるものの、舗装の補修や老朽化した橋梁等の維持管理、人口の減少や高齢化世帯の増加に伴う地域の除雪力の減少が課題となっています。また、村に管理が移管された赤道および普通河川の管理についても、管理する区域の広大さと位置確定等の管理体制が課題になっています。

一方、村民の移動手段として日常生活に深く係わる公共交通機関は、現在路線バスがあるものの、マイカーの普及による影響や運賃などから、その利用者は減少しています。平成20年2月からは交通不便地域2地区においてデマンドバスやまびこを運行させ、利用者の利便性の確保に取り組んでいます。今後も更なる路線バスの利用拡大を図るため、住民ニーズに対応したダイヤ改正や運行の改善、他の交通不便地域における新交通システムの構築が課題となります。

また、行楽シーズンには交通量が増加し、村民の日常生活にも支障をきたしているため、積極的に公共交通の優先的利用を呼びかけるとともに、バス利用を促す事業展開を図る必要があります。

《施策の体系》

道路・交通の充実

① 幹線道路の整備

② 生活道路等の維持・管理

③ 安全な道路環境づくり

④ 公共交通機関等の充実

《施策の内容》

① 幹線道路の整備

- ①主要幹線道路である主要地方道第33号線、都道205号線、都道206号線の改良促進および都道205号線の延伸を継続して都に要望します。
- ②秋川南岸道路および南北横断道路の早期整備に向けて継続して都に要望します。

② 生活道路等の維持・管理

- ①村道の計画的な修繕や維持管理のため村道整備計画の策定を検討します。
- ②住民の要望に応えられるよう、村道の危険箇所や破損舗装の修繕および新設・改修に努めます。
- ③村道の橋梁の効率的な維持を図るため、橋梁長寿命化修繕計画の策定を進めるとともに、架替えおよび補修を適宜実施します。
- ④林道の計画的な整備を進めるとともに、林道管理の管轄の移管等について都と協議を進めます。

③ 安全な道路環境づくり

- ①交通事故や転落、法面崩壊などからの安全が確保できるよう、反射鏡や防護柵、危険箇所の修繕など安全な道路環境づくりに努めます。
- ②増加するサイクルツーリングに対応できるよう、自転車専用道の整備について検討します。
- ③効率的な除雪作業の方法や除雪体制づくりについて検討します。

④ 公共交通機関等の充実

- ①路線バスの利便性向上のため、利用者ニーズに合わせた運行形態の検討を進めるとともに村民や来村者に向けたバスの利用のPRに努めます。
- ②デマンドバスや乗り合いタクシーなど新交通システムを検討するとともに、福祉モノレールの改修・維持管理に努めるなど、交通不便地域の移動手段の確保に努めます。

4. 交通安全・防犯対策の充実

《現状と課題》

日常の買い物や通勤など、自動車による移動が主体になっているなかで、交通事故は、安全で快適な生活を営む上での危険要因となっています。また、交通事故は誰もが被害者、加害者の双方になる可能性があり、一人ひとりが交通ルールを自ら守る姿勢が大切です。公共交通など自動車の代替えになる移動手段が不足しているため、高齢者の現役ドライバーも多くなっています。今後も警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、安全意識の啓発に努める必要があります。

加えて、本村の特徴として休日や行楽シーズンの交通量の増加があります。来訪者が慣れない山間部のカーブの多い道路で事故を起こすことがないように、注意喚起に努めるとともに、近年のサイクリングブームによる自転車の増加等に対応する新たな事故防止対策も進める必要があります。

防犯に関しては、犯罪発生件数、人口当たり犯罪件数ともに都内でも最も低い区市町村に含まれ、安心して暮らせる村といえます。しかし近年、日本各地で「母さん助けて詐欺」や悪質な訪問販売、子供を狙った犯罪が多発しています。檜原村においても、このような事件が起こる可能性があります。そこで、警察をはじめ、村民・地域・行政が協力して防犯活動に取り組むとともに、犯罪を未然に防ぐための情報提供や防犯意識の啓発に努める必要があります。

また、防犯対策においては、高齢者世帯の増加や空き家の増加などにも注意が必要になります。最大の防火・防犯対策は、地域の意識づくりと関心の高さとも言われ、村民意識の向上と近隣相互の協力体制づくりも課題になります。

《施策の体系》

交通安全・防犯対策の充実

- 1 交通安全対策の強化
- 2 防犯対策の強化
- 3 消費者対策の充実
- 4 防犯意識の向上

《施策の内容》

① 交通安全対策の強化

- ①警察や交通安全協会等関係機関と連携し、交通安全の意識啓発や広報を実施するとともに、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室等の実施による啓発活動を推進します。
- ②関係機関と連携し、公共交通機関利用のPRや交通手段の仕組み（パーク&バスライド、周遊パス方式）、道路規制の導入の検討などにより行楽期の交通渋滞の緩和と事故防止対策に努めます。
- ③サイクルツーリストの事故を防止するため、交通マナーや安全対策の広報・啓発を関係機関と協力しながら推進します。

② 防犯対策の強化

- ①安全・安心むらづくり協議会、警察や消防、教育機関や地域関係団体などと連携し、防犯体制の充実・強化を推進します。
- ②地域と連携しながら防犯灯のLED化整備、維持、管理を推進します。

③ 消費者対策の充実

- ①関係機関と連携し消費相談窓口の充実を図るとともに、苦情や被害の解決処理の体制強化に努めます。
- ②消費者被害防止のための情報提供や意識啓発に努めます。

④ 防犯意識の向上

- ①防犯意識の啓発・広報活動を推進するとともに、予防指導・安全教育の強化に努めます。
- ②近隣でのカギかけ、声かけ、見守りなど自主防犯活動を啓発・促進します。

5. 消防・防災対応の強化

《現状と課題》

村の消防体制は、常備消防を東京消防庁に委託し、村内に秋川消防署檜原出張所としてポンプ車1台、救急車1台が配備され、消防と救急搬送に備えています。また、非常備消防は地域で消防団を組織し4分団、194名、消防車17台、動力ポンプ16台(平成26年1月現在)で構成され、村民の安心した生活の確保に努めています。

特に消防団は、地域と密着した消防活動、火災予防活動を通じ、村民の安全の確保と防火・防災意識の向上・啓発を担っています。しかし、人口減少と少子高齢化により、団員の高齢化が見られることから、団員減少への対策と将来に向けた体制づくりが課題となっています。

また、村の総面積のうちの多くは山林にあたり、秋川・北秋川沿の比較的平坦で農地や宅地化が可能な土地に集落が点在しています。後背地に急傾斜地がある集落や急流河川に続く斜面がある集落など、防災的な観点からの安全な地域が少ない現状です。

東日本大震災以降、地震災害に関する報道も多くなり、国や都でも多岐に渡る防災対策の強化を図るとともに、個人でも地震対策や避難時の備蓄等を準備するなど防災に対する関心が高まっています。

地震などの自然災害は予測が難しく、災害が発生した場合において、その被害を最小限に抑える準備が必要です。そこで、災害時の情報をいかに早く収集し、村民に正確に伝えるかということと、被災状況の把握が重要になります。そのためには、防災行政無線等の通信施設や設備を更新し、通信網等の整備を早急に行う必要があります。今後も継続して、檜原村地域防災計画に基づき耐震化対策、防災資器材および備蓄品の確保などに取り組む必要があります。

《施策の体系》

消防・防災対応の強化

- ① 常備消防の充実
- ② 非常備消防の体制づくり
- ③ 災害に強い村づくりの推進
- ④ 防災体制の整備
- ⑤ 防災の意識づくり

《施策の内容》

① 常備消防の充実

- ①常備消防の充実・強化を東京消防庁に要請します。
- ②救急搬送体制の充実を東京消防庁に要請するとともに、関係機関と連携し緊急ヘリポートの整備について協議・検討を図ります。

② 非常備消防の体制づくり

- ①消防団活動への支援を充実するとともに、村の現況に応じた消防団の組織運営や体制づくりについて検討します。
- ②消防水利の確保と整備・点検に努めるとともに、防火水槽等の耐震整備を推進します。
- ③消防設備、機器材や保管庫等の整備、点検、修繕および充実・強化を図るとともに計画的な機器の入れ替えに努めます。

③ 災害に強い村づくりの推進

- ①避難や移動、復旧に重要な役割を担う道路や橋梁について、関係機関などと協議・連携し整備推進を図ります。
- ②災害時の緊急輸送の要となるヘリポートの整備を検討します。
- ③河川や山林の整備促進について国や都、関係機関に要請します。
- ④公共施設や地域の避難施設、ライフラインの耐震化整備の推進に努めます。
- ⑤発災時の迅速な初動対応ができるよう、職員の防災住宅を建設します。

4 防災体制の整備

- ①地域防災計画に基づき、防災マニュアルや避難所開設・運営マニュアル等の作成・改訂を適宜実施します。
- ②早期避難を促し被害の軽減を図るため、警報システムや通信手段の整備・充実に努めます。
- ③防災資機材や非常用食料、避難生活備品等の計画的な備蓄・管理を地域団体等と連携し充実します。
- ④各種団体等と連携しながら地域の自主防災活動を促進するとともに、要援護者の避難体制づくりを推進します。

5 防災の意識づくり

- ①村民が安全に速やかに避難できるよう、ハザードマップの作成を推進します。
- ②大規模防災訓練の実施や災害時の危険箇所や避難所、安否確認の方法など、広報等での防災情報の提供により意識の向上に努めます。
- ③災害時の広域での相互協力支援体制の強化を図ります。



第2節 健康管理と福祉の充実で元気な村づくり

1. 子育て支援の充実

《現状と課題》

少子化は、日本全体で進んでいます。景気の低迷による経済的な要因や女性就労の増加、晩婚化・非婚化、家族のあり方や価値観の変化など様々な要因が関係していると言われています。

家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、全国の自治体における10年間の集中的・計画的な取り組みを促進するため、国では次世代育成支援対策推進法を平成15年に制定しました。これを受けて、村でも檜原村次世代育成支援行動計画を策定し、児童福祉や子育て支援に係わる各種の施策を展開してきました。

子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、国や地方を挙げて子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、政府は「子ども・子育て関連3法」を平成24年に制定し、平成27年度から本格施行される予定です。

ここ10年間の村の出生数は、年10人程度の横ばいでの推移となっています。平成23年度に保育園園舎の新築が終了し施設も充実しました。今後も共働き家庭や核家族の保育力の補完のため、多様な保育ニーズに対応できる体制の整備が望まれます。

また、社会経済の低迷の中、子育て世代の家計状況も厳しく、子育てに係わる各種助成制度による育児支援を実施しています。価値観の多様化から、子育て中の家庭の家族形態や家庭環境も多様化しています。経済的な各種支援施策の充実とともに、子育ての悩みの解決や子どもの安全確保に対し、行政とともに地域住民が参画し、身近な子育てサポートの形成に今後も取り組む必要があります。

加えて、家事・育児への男性の参画や女性の就業継続のための支援など、家庭・仕事・地域活動へと個々人が充実したライフワークが図れる社会づくりの構築に努める必要があります。

《施策の体系》

子育て支援の充実

- ① 子育て家庭への支援
- ② 保育体制の充実
- ③ 安心して子どもが育つ環境づくり
- ④ 子育てしやすい環境づくり

《施策の内容》

① 子育て家庭への支援

- ① 出生や進入学時の節目や通学等に係る費用など、子育て家庭に対する経済的な支援制度の充実を図ります。
- ② 子どもの医療や予防接種、健康診断など子どもの医療や健康管理に係る負担の軽減を図ります。
- ③ 新たな子育て支援サービスの創設など地域全体で子育て家庭を支援します。

② 保育体制の充実

- ① 保育体制を充実し、家庭環境や保護者の働き方に応じた様々な保育ニーズへの対応に努めます。
- ② 家庭保育など地域住民とともに、子育ての相互援助活動を推進します。
- ③ 学校や児童館と連携し、児童や保護者が安心できる放課後対応や子どもの居場所づくりの充実に努めます。

③ 安心して子どもが育つ環境づくり

- ① 子ども110番の家や防犯ブザーの配布・携帯、交通安全教室の実施など地域の協力とともに、子どもの安全対策を充実します。
- ② 要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援が図れるよう、関係機関や組織と連携し、対応体制の整備に努めます。
- ③ ひとり親家庭への対応や医療費助成など各種支援対策の充実・整備とともに、制度の広報・周知に努めます。
- ④ 子ども家庭支援センターの機能充実により、育児や家庭教育に関する情報提供や相

談体制の充実とともに、いじめや児童虐待、DV等への対応強化に努めます。

4 子育てしやすい環境づくり

- ①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた普及・啓発を関係機関や村内事業所の協力を得ながら推進します。
- ②男性の家事・育児への参加や女性の就業継続の支援など、男女共同参画の家庭づくり社会づくりを促進します。
- ③道路や住宅など子育てしやすい村の基盤整備に努めます。



2. 高齢者福祉の推進

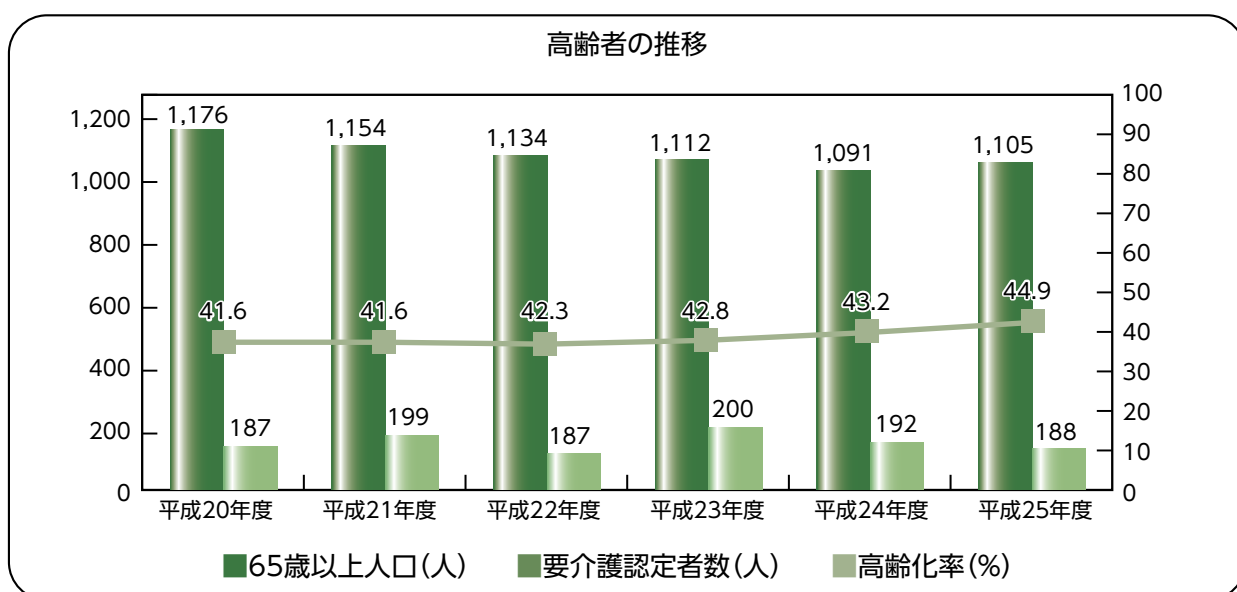
《現状と課題》

村の高齢化比率は、平成25年12月末日現在42.8%で、前期高齢者（65～74歳）は減少傾向となっていますが、75歳以上の後期高齢者が増加する傾向にあります。また、少子・高齢化と核家族化の影響から一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えています。

村の歴史を支えてきた高齢者に敬意を持つとともに、住み慣れた地域で今後も健康でいきいきと暮らし続けることができるよう、介護サービスや高齢者保健福祉に対するニーズにきめ細やかに対応していく必要があります。

今後、介護保険事業を高齢者福祉施策の一環として捉え、介護保険サービスの質的・量的な確保を図るとともに、生活機能低下の防止を図るための効果的な介護予防の取り組みに努める必要があります。また、世帯人員の減少から、家庭の介護力も低下しています。在宅サービスや施設サービスの充実により、対象者のみならず介護者の負担の軽減を目指す必要があります。

さらに高齢者が社会参加、交流、生きがい対策事業等に主体的に参画できる環境整備を図り、明るく安心した生活が送れるよう社会資源の有効活用やコミュニティ機関との連携・支援が必要です。加えて、身近な地域の人々との交流や声かけなど、地域の実状にあわせた見守り活動を推進する必要があります。



《施策の体系》

高齢者福祉の推進

① 生活支援と介護者負担の軽減

② 安心して暮らせる生活環境づくり

③ 健康で活動的な生活づくり

④ 介護保険事業の充実

《施策の内容》

① 生活支援と介護者負担の軽減

- ① 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、各種生活支援サービスを充実します。
- ② 支援が必要な家庭や個人に適切なサービスが行き届くよう広報・周知に努めるとともに、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、自治会など関係組織等との情報交換や協力体制の充実を図ります。
- ③ 在宅療養を支える介護者の負担軽減のため、ショートステイでの受け入れや介護者の相談対応などに取り組みます。

② 安心して暮らせる生活環境づくり

- ① 単身高齢者世帯等に緊急通報システムを貸与するとともに、地域の組織や近隣住民と連携した見守り体制の整備に努めます。
- ② 高齢者の自宅のバリアフリー化の改修費を介護保険事業と整合性をとりながら助成します。
- ③ 高齢者の暮らしやすい住宅の供給など住宅制度の拡充に努めます。

③ 健康で活動的な生活づくり

- ① 高齢者のニーズを把握しながら、高齢者クラブの活性化を促進するとともに、地域活動への参加のきっかけとなるよう、各種イベントや交流機会の充実に努めます。
- ② シルバー人材センターの活用について村内事業所等に広報・周知を図るとともに、生きがい就労の推進に努めます。

- ③高齢者の日常の移動手段について、関係機関と連携しながらその確保に努めます。
- ④健康づくりや介護予防のための運動教室の企画・運営の充実に努めます。
- ⑤高齢者の保健の向上を図るため、高齢者に対し、医療費の一部助成制度を継続し実施します。

4 介護保険事業の充実

- ①地域包括支援センターを拠点に、介護予防のケアマネジメントや総合相談、権利擁護などの包括支援事業を充実します。
- ②介護保険サービスの適切な利用を周知し、重度化の防止に努めるとともに、適正なサービスが提供できるよう、在宅および施設サービスの質と量の確保に努めます。
- ③高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」の構築を図ります。



3. 障害者福祉の推進

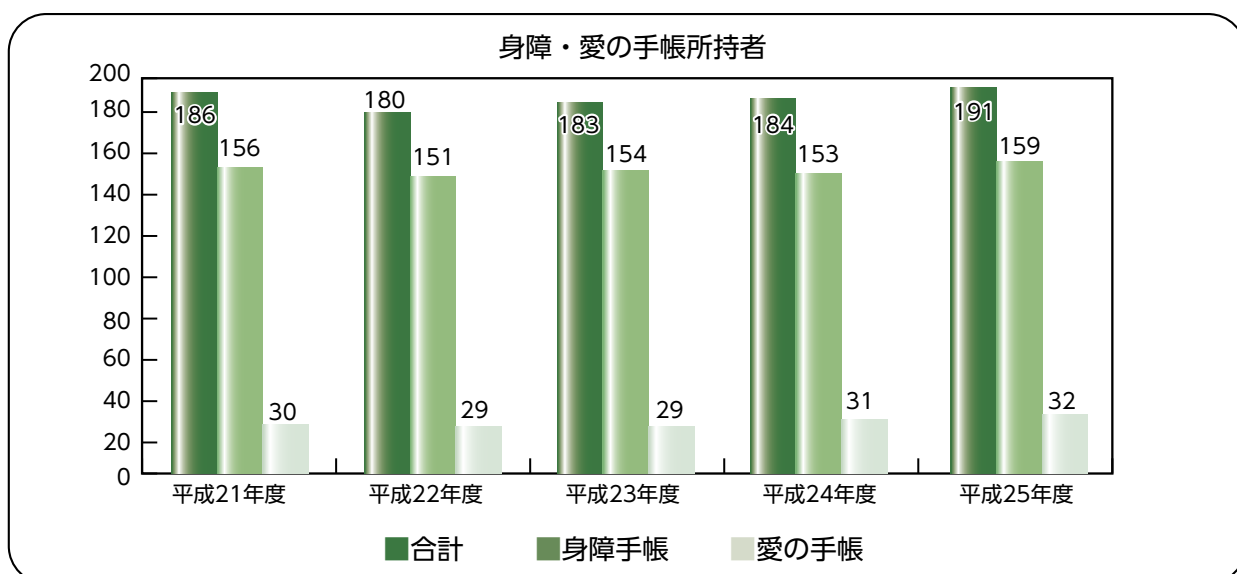
《現状と課題》

村の障害者手帳所持者は、ここ5年間約200名程度で推移し、総人口の7～8%が心身に障害を有しながら生活しています。障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念は普遍的に求められます。

村では、居宅介護、生活支援に係わるサービスの提供、就労支援や相談体制づくりなどの障害福祉サービスの充実に努め、障害者の自立と社会参加の促進を図っています。また、母子保健と連携し、健康相談事業や健診の実施による障害の予防や早期発見に努めています。

幼児期から高齢期まで、一貫した援護・支援対策が図れるよう、村民のノーマライゼーション意識の啓発に努めるとともに、ハンディがある人と一緒に村づくりに取り組める社会づくりを推進する必要があります。

人口減少と少子高齢化が進むなかで、障害者自身や介護家族の高齢化が進むものと考えられます。介護者の心身の負担軽減とともに、経済的な負担が軽減できるよう各種サービスの提供体制の充実に努める必要があります。また、障害者自身やその家族が悩みを抱え込んだり、地域で孤立することがないように、近隣の相互支援の意識づくりも重要です。



※各年度年度末の値です。(ただし、平成25年度は12月末の数値です。)

《施策の体系》

障害者福祉の推進

- ① 公的扶助の充実
- ② 障害者福祉サービスの充実
- ③ 地域生活支援事業の充実
- ④ 社会参加への支援

《施策の内容》

① 公的扶助の充実

- ①心身障害者に対して年金や手当等の各種福祉手当の支給を実施します。
- ②重度身体障害者(児)のいる世帯に対し、生活環境改善のための住宅設備改善費の給付を実施します。
- ③各種制度、医療費用についての助成や交通機関の利用費の助成等、障害者(児)に対する助成や給付、減免措置等を実施します。

② 障害者福祉サービスの充実

- ①在宅や通所による訪問系サービスや入所施設で、昼間の活動を支援する日中活動系サービスの提供事業者の確保とサービスの広報・周知を推進します。
- ②ケアホームやグループホームなどの居住系サービスの充実に努めます。
- ③障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、指定相談支援の活動内容の検討を進めます。

③ 地域生活支援事業の充実

- ①福祉サービス利用の情報提供や利用援助、虐待の防止や権利擁護のための相談支援事業を実施するとともに、周辺市町と調整し基幹相談支援センターの開設を検討します。
- ②障害者のニーズに対応しながら、地域生活支援事業の提供体制やサービス内容の充実に努めるとともに、新しいサービスニーズに対応できる体制の整備を図ります。

④ 社会参加への支援

- ①障害者の雇用や社会参加を促進するために、委託業務の受託先となる事業者への支援を推進します。
- ②傾聴ボランティアなど身近なコミュニケーション支援の充実に努めます。
- ③重度の障害を有する人に対し、外出支援のための継続的な助成に努めます。
- ④障害者等通所デイサービスを設置し、生活介護の充実に努めます。

4. 地域福祉の促進

《現状と課題》

核家族の増加や平均寿命が伸びたことにより、福祉施策も国主導から地域主導へ、施設型から在宅重視へと施策方針が変化してきました。近年、住民参加型の福祉活動やボランティア活動への関心も高まり、高齢者や障害者も住み慣れた地域で生活できる社会づくりが期待されています。

これからは、地域の実情に応じた福祉施策を地域住民参画のもとに推進し、各種福祉制度を補完していく取り組みが必要になります。そのため、村民に対する啓発やボランティアの確保、組織づくりにより地域福祉活動を充実するとともに、高齢者や障害者の心身の状況に配慮した、きめ細かい対応が重要になります。

地域福祉活動を充実させるためには、社会福祉協議会やボランティア組織、民生児童委員協議会、自治会などとの連携を強化するとともに、村民全体への意識啓発やボランティア参加を促進する必要があります。加えて、地域の活動拠点の整備など幅広い対応が求められます。

制度事業では対応できない多様化する福祉需要に対し、村内一丸となって連携・協力した社会福祉の充実が必要となっています。

《施策の体系》

地域福祉の促進

- 1 福祉人材の育成・確保
- 2 社会福祉協議会との連携
- 3 交流機会の充実と福祉教育の推進
- 4 生活福祉と社会保障の推進

《施策の内容》

1 福祉人材の育成・確保

- ① 村内のボランティア組織の連携づくりや活動リーダー育成などとともに、福祉ボランティアの担い手の確保に努めます。
- ② ボランティア体験機会の充実や広報・イベントなどでの情報提供、意識啓発に努めます。

- ③住民や地域関係組織と連携しながら、近隣の連携や相互支援での小地域福祉活動による支援のネットワークづくりを支援します。
- ④ボランティアの活動拠点を充実するとともに、ボランティア登録制度の充実や災害ボランティアの仕組みづくりなどを検討します。

② 社会福祉協議会との連携

- ①社会福祉協議会と連携し、多様な福祉ニーズに適切に対応するため、地域組織やボランティア団体とのネットワークを構築し、地域福祉活動の充実に努めます。

③ 交流機会の充実と福祉教育の推進

- ①保育園や学校と連携し、高齢者との交流イベントの開催や高齢者、障害者の施設訪問など、交流機会の創出に努めます。
- ②学校での福祉教育の推進や住民向けの福祉学習会、介護教室の開催など、学習・体験機会の充実に努めます。

④ 生活福祉と社会保障の推進

- ①国民年金制度について、関係機関の広報や啓発への協力、役場窓口への問い合わせに対する情報提供等により、将来の無年金者の発生抑止に努めます。
- ②国民健康保険や後期高齢者医療制度についての広報・啓発活動を推進し、ジェネリック薬の利用など、医療費抑制の取り組みについての理解促進に努めるとともに、レセプト審査による医療費の適正化を図ります。
- ③特定健診や特定保健指導の実施率の向上を目指し、疾病の予防と早期治療を促進します。
- ④生活保護世帯やひとり親世帯などの支援を必要とする世帯への情報提供や相談体制、自立援助など適切な支援体制を充実します。

5. 保健・健康づくりの推進

《現状と課題》

健康の保持・増進は村民の願いです。食生活や住環境の向上、医療の進歩や公衆衛生の取り組みの成果もあり、平均寿命が80歳を超える長寿社会となりました。その一方で、肥満や糖尿病、高血圧疾患などの生活習慣病や社会環境の変化による精神疾患が増加しています。

近年、医療や健康に関する情報も多くなり、生活習慣病や自分自身の健康管理に対する関心の高まりもあり、健康食への志向やウォーキング、軽スポーツなどへの取り組みも見られますが、未だ充分とは言えない状況です。

きめ細かな予防体制の実践と適切な各種検診事業の実施により、疾病の早期発見・早期治療までの体系的な健康管理が必要とされます。村民一人ひとりの健康保持・健康づくりのために、健康教育・疾病予防・介護予防の全てに、村民が積極的に参加できるシステムづくりと意識の向上が求められます。

加えて、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた保健対策の充実を図り、保健・医療・福祉の各分野の連携を強化した、総合的なサービス提供が必要です。

《施策の体系》

保健・健康づくりの推進

- 1 健康づくりの推進と啓発
- 2 予防・健診の強化
- 3 健康管理と健康増進の促進
- 4 こころと身体健康づくり
- 5 食育の推進

《施策の内容》

1 健康づくりの推進と啓発

- ①健康相談や保健相談など各種相談事業を住民ニーズに対応しながら強化・充実を図ります。
- ②福祉施設や保育園などでの訪問歯科指導を実施するとともに、村民を対象とした歯科相談や歯科検診の啓発に取り組みます。

- ③各種予防教室等の開催により、健康管理への注意喚起や意識啓発を推進するとともに、村民の健康管理についての自主的な取り組み活動への支援を推進します。
- ④健康の保持・増進を図るため、檜原村健康推進員による地域に密着した健康づくりに取り組みます。

② 予防・健診の強化

- ①幼児・児童への定期予防接種および任意予防接種の実施勧奨を推進するとともに、接種率の向上を図ります。
- ②伝染性疾病の流行期や警戒期の予防接種勧奨や広報・周知に努めます。
- ③各種健診事業の充実とともに、未受診者への受診勧奨の強化と健診結果に基づいた相談・指導の充実に努めます。
- ④生活習慣病の予防啓発や指導のための専門知識の習得、スタッフ体制の強化を図ります。
- ⑤健康増進や疾病予防の意識を高めるため、各種広報や情報提供・啓発機会づくりに努めます。

③ 健康管理と健康増進の促進

- ①安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進するため、妊婦健診や訪問相談の実施、乳幼児の定期健康診断や歯科検診の実施を推進します。
- ②児童虐待ネットワークと連携し、子どもへの暴力やネグレクト等の予防と早期発見に努めます。

④ こころと身体健康づくり

- ①こころの健康やストレスケアなどに関する相談体制を整備します。
- ②閉じこもりやうつ病対策、自殺予防についての情報提供や意識啓発を推進するとともに、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。
- ③専門職の確保を図り精神保健相談の体制づくりについて検討します。

⑤ 食育の推進

- ①栄養指導や食生活指導など各種食育について保健センターと連携し推進します。
- ②保育園や学校、関係機関と協力・連携し、食を通じての教育と健全育成に努めます。

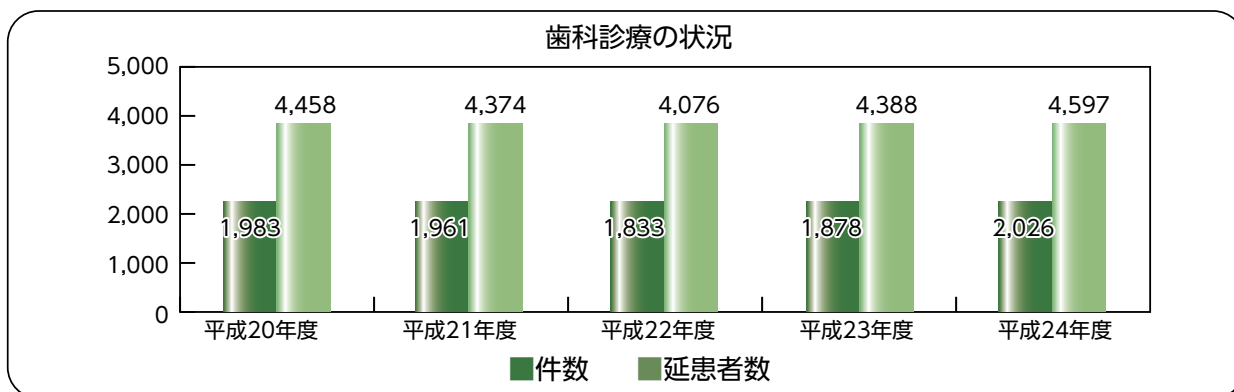
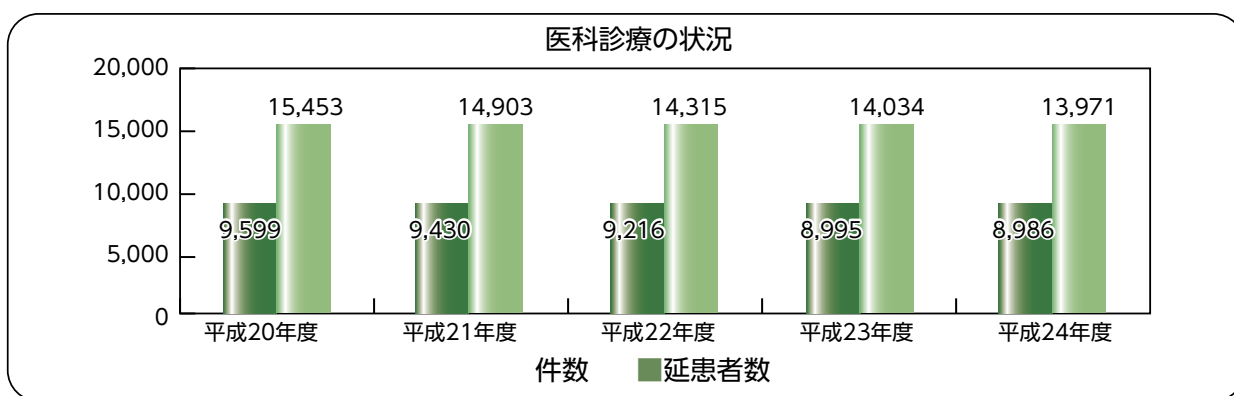
6. 地域医療の充実

《現状と課題》

国民健康保険直営診療所は、村唯一の医療機関として村民の疾病の管理に携わり、内科・歯科の外来診療だけでなく、往診、巡回診療や眼科等の専門診療を合わせて行っています。更に高齢者の在宅介護の充実を図るため、訪問看護事業への取り組みも始めました。高度医療や手術などについては、公立阿伎留医療センターと連携し対応しています。

今後は、治療だけではなく療養ケアやリハビリテーションといった幅広い医療・保健活動が求められることが予想され、それに対応できるスタッフの質的、量的な拡充も検討する必要があります。また、医療技術の進歩にあわせて、村民により質の高い医療が提供できるよう、計画的な医療機器の更新や設備の拡充等が必要になります。

現在、村の保健・医療・福祉の関連施設は「やすらぎの里」に一体的に整備され、村の拠点として各種健診、介護保険等の全般に対応しています。今後も、村民一人ひとりの健康づくりに対応できる体制をやすらぎの里全体で形作っていくことが必要です。



《施策の体系》

地域医療の充実

① 地域医療の充実

《施策の内容》

① 地域医療の充実

- ① 診療所スタッフの学会や講習会、研修会等への参加を促進し、知識や技術の習得とスキルの向上に努めます。
- ② 医療設備や医療機器、備品等の計画的な購入、更新、修繕等により充実した診療環境の整備に努めます。
- ③ 公立阿伎留医療センターへの医師派遣や臨床研修医の受け入れなどにより、連携体制の強化を図ります。
- ④ 往診や訪問看護体制を強化し、在宅療養や在宅介護への対応の充実を図ります。
- ⑤ 医師の確保による診療体制の強化と診療科目の充実に努めます。



第3節 森や水と調和した産業振興の村づくり

1. 地域特性を活かした農業振興

《現状と課題》

村の耕地面積は、平成25年12月末日現在35haで農家数は188戸あり、その多くが各集落の山間地や自宅周辺の土地を利用した傾斜地で耕作しています。村内の販売農家は14戸で、村の耕地面積の2割程度にあたる7haの面積を占め、小規模兼業農家として限られた農作物を生産しています。それ以外の耕作地の多くは自家消費用の農産物が作付けされています。

山間地で起伏の多い土地のため、優良農地の確保が難しく、圃場整備や機械化による作業の合理化なども困難な状況です。また、現在は高齢化による後継者不足と猿や猪などの野生獣による被害の影響で農業離れが進み、休耕地が増加している状態です。

農業を取り巻く環境も厳しく、TPPでの輸入農産物の増加による価格低下や国内食料自給率の低下が懸念されています。その一方で、国外農産物の残留農薬問題や加工食品の衛生検査体制の問題などから、安心して安全な食材への志向や地産地消の意識も高まっています。

農地は食料の生産ばかりではなく、村の景観づくりや緑地の保全など環境形成のための重要な機能を併せ持っています。今後も村の農地と農業を保全するために、就農者の確保育成や都市住民への安全な農作物の提供、特産品の開発などを推進する必要があります。また、農業体験を通じての都市部住民との交流機会の充実に努めるなど、農地の利活用と農業の活性化を推進しなくてはなりません。

《施策の体系》

地域特性を活かした農業振興

① 農地の保全

② 就農者の育成・支援

③ 特色ある農産品づくり

④ 農業を通じた交流の促進

《施策の内容》

① 農地の保全

- ① 休耕地を有効に利活用するため、村内の休耕地の情報整理や就農希望者等への耕地の斡旋を検討します。
- ② 猟友会と連携し有害鳥獣の追い払いや捕獲など、有害鳥獣による農作物の被害防止対策を推進します。
- ③ 耕作地への有害獣の進入を防止するための電気柵の新設や既存柵の計画的な修繕を推進します。
- ④ 野生動物の餌になる生ごみや廃棄農産物の処理など、鳥獣害防止対策について住民向けの広報周知に努めます。
- ⑤ 休耕地の利活用や有害鳥獣による被害防止を図るため、農業活性化に向けた委員会の設置を検討します。

② 就農者の育成・支援

- ① シルバー人材センターや関係組織等と連携し、休耕地を利用した農作物栽培を推進します。
- ② 農業後継者の育成や新規就農希望者の受け入れ体制の支援に努めます。
- ③ 農業振興に係わる公的支援制度や助成制度について広報・周知に努めます。

③ 特色ある農産品づくり

- ① 農作物の品種研究や量産体制づくりの支援などを通じ、付加価値の高い地域ブランド品の育成に努めます。
- ② 農産物を使った加工品の試作・研究に取り組む組織・団体等を支援し6次産業の振興を図ります。
- ③ 農産物や加工品の流通ルートの開発やイベント等を通じての販売促進の支援に努めます。

④ 農業を通じた交流の促進

- ① 保育園や学校と連携し、子どもが農作業に親しむ機会の創出に努めます。
- ② 農業体験交流や季節直販便などにより、地元農家と都市住民の交流機会の充実に努めます。
- ③ 農業体験や民泊、空き家の有効活用などによる「ひのはらアグリツーリズム」の推進を検討します。

*アグリツーリズム：農山村で自然や文化、交流を楽しみ余暇を過ごすこと

2. 林業の活性化

《現状と課題》

森林は、木材生産に限らず水資源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化や災害の防止、保健、休養など多面的機能を持っています。林野面積は村の総面積の約93%を占め、その内、約66%に杉や檜などが植林されています。

かつては林業が村の基幹産業でしたが、外国産の輸入木材が増大し、価格の著しい下落と生産コストの上昇などにより森林経営は厳しいものになっています。また、林業従事者の減少や高齢化が進み、健全な森林整備が遅れています。

さらに、製品化された輸入材や住宅建設工法の変化および販売ルートが従来と異なってきたことから、国産材の需要が少なくなり製材所等も減少しています。

このような状況の中、国や東京都は木材生産に加え森林整備地域推進事業や森林再生事業等、環境林としての新たな施策を打ち出しました。村でもこれを踏まえ、平成23年に檜原村森林整備計画の変更計画を策定し、森林整備の方向を定め、推進に努めています。

また、切捨て間伐された木材により、災害をもたらす危険性や炭素の固定化を含めた、間伐材の利用促進が求められており、環境・健康面での効果からも国産材の利用促進と森林が自然環境と清流を保全している姿を発信していく必要があります。

保有山林規模別林家数 (農業センサス 2010 年)									
区 分	総数	1～ 3ha未満	3～ 5ha未満	5～ 10ha未満	10～ 20ha未満	20～ 30ha未満	30～ 50ha未満	50～ 100ha未満	100～ 500ha未満
林家数	210	69	35	45	36	8	2	9	6
構成比 (%)	100	32.9	16.7	21.4	17.1	3.8	0.9	4.3	2.9

森林面積 (平成25年4月森林事務所)	
区 分	面積 (ha)
公有林	1,445
私有林	8,306
全体	9,751

《施策の体系》

林業の活性化

- ① 森林環境の保全
- ② 林業振興の環境づくり
- ③ 森林資源の利活用

《施策の内容》

① 森林環境の保全

- ① 森林保全のための枝打ちや間伐などを東京都や森林組合、林業事業者等と連携・協力して推進します。
- ② 獣害から樹木を守るため猟友会と連携し被害防止に努めます。
- ③ 猟友会の後継者育成のため講習受講等の支援を検討します。
- ④ 倒木や土砂流出、林道の不具合等の巡視・管理体制を森林組合等と連携して充実します。

② 林業振興の環境づくり

- ① 林道・作業道の開設や計画的な整備修繕により、森林管理や林業施業の効率化を図ります。
- ② 林業従事者の確保・育成を図るとともに林業振興に係わる公的支援制度や助成制度について広報・周知に努めます。
- ③ 森林認証林の取得拡大を図るとともに、檜原産材のブランド化の取り組み方針について検討します。
- ④ 林業の活性化による村内事業者の育成や雇用の確保に努めます。

③ 森林資源の利活用

- ① 林地の伐採残材などの木質資源の有効な利活用や流通経路の整備について検討します。
- ② 木質バイオマスについての調査・研究や村に適合する事例の導入などを検討します。
- ③ 山菜などの栽培や加工研究、販売の推進について検討します。
- ④ 地場産材の利用促進に努めるとともに、地場産材利用についての広報・啓発を推進します。
- ⑤ 公共施設や村営住宅などの建設に積極的に地場産材を利用します。
- ⑥ 森林を活用した森と人とのふれ合いの場の整備や木育の推進に努めます。

3. 自然を活かした観光振興

《現状と課題》

檜原村は、秩父多摩甲斐国立公園に大部分が指定されている自然環境の豊かな森と清流の村です。

村内の溪流には弘沢の滝を筆頭に滝が多く、幹線道のバス停や駐車場から30分程度で行けるものや本格的な溪流散策で到達できるものまで数多くの滝があり、季節には溪流釣りも楽しめます。また、笹尾根、御前山、大岳山などの登山や整備された自然公園の散策ができる檜原都民の森と三頭山へのトレッキングコースなど自然と親しむ環境が数多くあります。

観光施設としては、郷土資料館や温泉センター、農産物直売所などが整備されています。加えて、社寺・祭・文化財などの歴史や伝統文化も残されています。

本村に年間約37万人が観光で訪れますが、首都圏に近い立地のため約36万人が日帰り客で、宿泊利用者は減少しています。

今後は、森林セラピーロードの活用を始め、近年のアウトドアブームに合わせた自然資源を利用したツアー客の誘致やサイクルツーリストを対象にした檜原村を訪れるきっかけとなるようなイベントの企画など「一度は行ってみたい」「もう一度行きたい」と思わせる魅力ある村づくりが必要です。

観光入込数の推移		
区分	平成 18 年度	平成 24 年度
総数	357,128	298,825
日帰り	318,643	292,719
宿泊	38,485	6,106

※出典：西多摩地域観光入込客調査報告書（西多摩地域広域行政圏協議会）

《施策の体系》

自然を活かした観光振興

① 観光基盤の整備

② 特色ある観光づくり

③ 情報発信の推進

《施策の内容》

① 観光基盤の整備

- ① 観光地へのアクセスポイントの駐車場整備・修繕や駐車スペースの確保、トイレの整備・維持管理などに努めます。
- ② 沿道樹木の手入れや植栽、沿道環境の美化など道路と周辺環境に合わせた景観づくりを推進します。
- ③ 既存の登山道の維持・管理を推進するとともに関係機関と調整し、新しい登山道整備を検討します。
- ④ 遊歩道の整備や河川への連絡道、案内板の設置など観光地の道路環境整備を計画的に推進します。
- ⑤ 新たな観光資源の開発を検討します。

② 特色ある観光づくり

- ① 農業体験や森林整備体験などを通じた体験型交流観光の推進に努めます。
- ② 森林の持つ保健・休養機能や健康増進機能を活用した森林セラピー事業を推進します。
- ③ 檜原都民の森、観光協会、地域住民と連携し、共同のPR活動やイベント開催などの事業活動を推進します。
- ④ 秋川流域ジオパーク構想を関係市町と連携し推進します。
- ⑤ 寺社や伝統芸能、伝統行事など地域の歴史・文化の観光資源化について検討します。

③ 情報発信の推進

- ① パンフレットや情報通信ネットワーク、村外のイベント出展など様々な情報発信の方法を検討し、檜原村の知名度の向上に努めます。
- ② 観光協会と連携し温泉や宿泊施設、檜原の食材など四季折々の観光情報の発信に努めます。
- ③ 自然環境の保護や観光ごみの持ち帰りなど、環境保全意識の啓発やアウトドアレジャーの安全意識の啓発に努めます。

4. 商工業の活性化

《現状と課題》

現在、村にある商業だけでは生活必需品全般を調達することが難しくなっています。地理的な要因から、移動販売車による食品や生活雑貨の販売で日常の買い物をしています。

また、自動車移動による生活圏の拡大で、近隣市町への消費流出が多くなっています。

村内の小売業は家族経営の小規模店が大半を占め、人口減少や経営者の高齢化などの理由から経営継続が難しい状況です。さらに、ネット販売や通信販売、訪問販売等も競合する時代になり、村内での商業経営はより一層難しくなっています。

こうした状況では、車を運転できない高齢者などの交通弱者が買い物弱者となるため、今後、宅配機能を強化した小売業や公的支援による商業経営なども視野に検討する必要があります。その一方、特産品の開発・販売や村外への販路の拡大、インターネットを活用した通信販売など商業の振興と村の活性化のために、事業者や関係団体が連携しなくてはなりません。

また、人口減少は就労先がないことが大きな要因でもあり、開発適地の少ない地形的な要因はありますが、安定した雇用を確保するため、事業用地の確保や企（起）業誘致への取り組みは引き続き継続する必要があります。

《施策の体系》

商工業の活性化

- ① 地域商業の充実
- ② 事業経営の支援
- ③ 企（起）業誘致の推進

《施策の内容》

① 地域商業の充実

- ①地域内経済の活性化および商業基盤等を充実させるため、総合公社の設立を目指します。
- ②地域特性を活かしたモノ作り支援や販売促進の支援に努めます。
- ③福祉施策と連携し、買い物弱者の消費生活の確保について検討します。

② 事業経営の支援

- ①経営相談や公的支援施策の情報提供、融資制度の周知と利用促進を図ります。
- ②企（起）業などに対する情報提供や育成支援に努めます。
- ③移動販売事業者への事業継続のための支援に努めます。
- ④情報化社会に対応した販売促進や情報機器の利用による経営の合理化・効率化の支援を図ります。

③ 企（起）業誘致の推進

- ①雇用の場の確保や村の活性化のため、自然や環境に配慮した企業の誘致活動や情報発信等を継続します。
- ②村内の土地利用の情報収集に努め事業適地の確保を図ります。



第4節 心豊かな村民を育む村づくり

1. 家庭教育・幼児教育の充実

《現状と課題》

家庭教育は全ての世代で非常に重要です。また、幼児期は人間性豊かな心を育む大切な時期であり、幼児教育は健全な成長を育む基礎となる重要な役割を持っています。家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。

しかしながら昨今は、核家族化や少子化を背景に家庭の教育力の低下も社会問題となってきました。子どもの健全な成長と発達を保障するという観点に立脚した、親としての学びを支援し、家庭の教育力の向上を図るための施策が必要とされています。

村では、妊娠期の母親学級や出産後の子育て教室等に取り組み、子育て家庭に対する啓発に努めるとともに、保健・児童福祉との連携を図りながら、子ども家庭支援センターなどでの情報提供や相談体制の充実を図っています。

今後も保護者に対する支援や情報提供の機会を充実するとともに、家庭教育や幼児教育について保健・福祉・教育の各分野や児童館・図書館などとも連携した施策の充実を図る必要があります。

また本村の場合、就学前の幼児のほとんどが保育園に通園します。小学校と連携しながら就学支援についてのきめ細かい対応に努めるとともに、幼保一体化などの国の施策変化に柔軟に対応できるよう検討を進める事が必要です。

《施策の体系》

家庭教育・幼児教育の充実

① 家庭教育の促進

② 幼児教育の充実

《施策の内容》

① 家庭教育の促進

- ①母子保健の訪問指導事業や乳幼児期の健康診査などの機会を通じ、食生活や基本的な生活習慣の確立など家庭教育に対する保護者の意識啓発に努めます。
- ②小学生・中学生の生活習慣や学習習慣が確立できるよう、保護者への情報提供や啓発事業の推進に努めます。
- ③男性や子どもの家事分担を啓発・促進します。
- ④地域行事等への参加を促し、社会性豊かな子どもを育みます。

② 幼児教育の充実

- ①保育園での遊びや体験など集団生活を通じての人格や社会規範意識の形成など子どもの発達に即した保育の充実に努めます。
- ②園児と児童の交流や園児の小学校体験の充実などにより、安心して学校生活がスタートできる環境づくりに努めます。
- ③卒園後スムーズに小学校生活が送れるよう、保育園と小学校の情報共有や連携強化を推進します。
- ④幼少期から本に親しむよう図書館と連携し、ブックスタート事業を推進します。
- ⑤国の施策や保護者の意向を踏まえ、幼保一体化への対応について検討します。

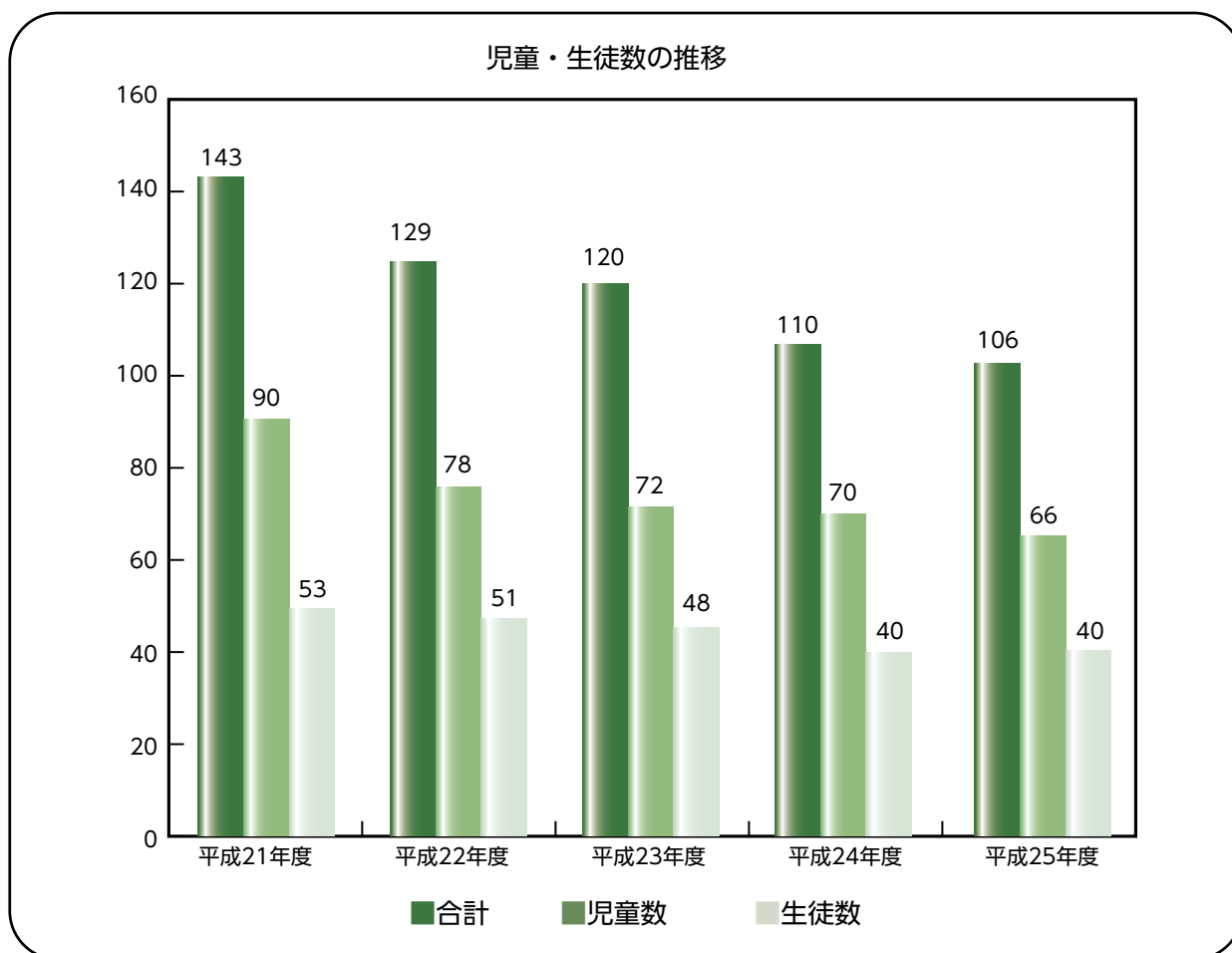


2. 学校教育の充実

《現状と課題》

義務教育としての小・中学校教育は、児童・生徒が社会の中で自立して生きていくために、確かな学力や豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を調和よく育まなければなりません。また、児童・生徒が変化の激しいこれからの時代を生き抜くためには、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てることが必要です。さらに、社会の一員として檜原村や我が国を発展させていくためには、公共の精神をもち、よりよい社会づくりに主体的に取り組む力を身に付けることが求められます。

檜原村は、現在、小学校1校、中学校1校で、全学級単学級の小規模校です。平成23年4月に、一貫教育校、檜原学園檜原小・中学校を開園しました。学園として組織的に教育課



児童・生徒数の推移 (各年5月)

題に対応するとともに、少人数であるからこそできる個に応じたきめ細かい指導を行い、9年間を見据えた教育活動や指導方法を開発することを推進しています。

このような教育を実現していくためには、全教職員が資質・能力を高めて自信をもって指導に当たれるように、研修を一層充実することが必要となります。

また、学校が組織的に対応するとともに、家庭、地域、関係機関と連携・協力して、児童・生徒を育てることが重要です。

今後は、小・中一貫教育を一層推進し、村全体で児童・生徒の「知」「徳」「体」を育み、自ら学び考え行動する力や檜原村や我が国の発展に貢献する力を培うための教育施策の推進が求められています。

《施策の体系》

学校教育の充実

- 1 豊かな心を育む教育の推進
- 2 確かな学力を育む教育の推進
- 3 健康・安全に生活する力を育む教育の推進
- 4 小・中一貫教育の推進
- 5 教職員の研修の充実
- 6 教育環境や学校施設の充実

《施策の内容》

1 豊かな心を育む教育の推進

- ①人権教育を推進し、児童・生徒の自己肯定感の醸成を図るとともに、学校・家庭・地域が一体となって児童・生徒の豊かな心の育成を推進します。
- ②児童・生徒の健全育成を図るために、スクールカウンセラーの配置や村教育相談担当者による学校訪問、保護者や関係機関との連携体制の強化に努めます。
- ③地域の自然や文化、産業などについて、地域の方々を講師に招いた授業を行うなど、郷土への理解を深め、愛着と誇りを育む郷土学習の充実に努めます。
- ④児童・生徒の道徳性を育成するため、集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活

動、職場体験活動、文化・芸術体験活動など、学校外における学習等の豊かな体験活動の充実に努めます。

- ⑤外国語指導助手(ALT)との外国語教育の推進を図るとともに、外国人講師との異文化交流活動を充実します。
- ⑥国際理解教育や異文化体験のため、中学生の海外派遣事業を継続します。
- ⑦給食指導や総合的な学習の時間を通して、地域の食文化や風土などを学ぶ食育の推進に努めます。
- ⑧高齢者や保育園児などの他世代との交流を推進するとともに、村外の学校との交流事業を推進します。
- ⑨児童・生徒一人ひとりの社会的・職業的自立が実現できるようにするためにキャリア教育の充実に努めます。

② 確かな学力を育む教育の推進

- ①学力調査の結果等から児童・生徒の実態を明確にして、習熟度別少人数指導の充実や児童・生徒一人ひとりが意欲的に学ぶ授業改善を推進します。
- ②児童・生徒一人ひとりの言語能力の向上を図るために、国語をはじめとする全ての教科における言語活動の充実を推進します。
- ③学校図書館の蔵書を充実するとともに、読書活動の指導ができるよう図書館司書等を配置するなど、読書指導の充実に努めます。

③ 健康・安全に生活する力を育む教育の推進

- ①体力向上を図るために、体力や生活習慣に関する調査等の結果から実態を把握し、身体活動量を増やす取り組みを推進します。
- ②災害から児童・生徒自らが危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するため、防災教育の充実に努めます。
- ③児童・生徒が社会リスクに対応できるように、「薬物乱用防止」「防犯」「情報教育」などについて、学校、家庭、地域、関係機関との連携した取り組みを推進します。

④ 小・中一貫教育の推進

- ①児童・生徒の生きる力の育成を図るために、檜原村の教育課題を踏まえながら、義務教育期間を通じた計画的・継続的な教育を推進します。

5 教職員の研修の充実

- ①多様化する教育課題に対応するため、教職員対象の各種委員会や研修会を実施し、学校における教育活動の充実を図ります。
- ②学校の組織的な課題対応能力向上のため、学校における継続的な職場内研修を推進します。

6 教育環境や学校施設の充実

- ①特別支援教育の地域への啓発を推進するとともに、特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、ニーズに応じた教育が受けられるよう特別支援教育の充実に努めます。
- ②学校運営連絡協議会や学校評価等を通して、開かれた学校づくりを引き続き推進します。
- ③学校施設の計画的な修繕・管理に努めるとともに、備品・什器等の耐震化整備について検討します。
- ④時代に対応した教育機器・機材の計画的な更新、整備を推進します。
- ⑤情報化時代に対応した情報活用能力を育成するため、情報通信機器の整備を推進します。



3. 社会教育・社会体育の振興

《現状と課題》

少子高齢化、高度情報化、国際化など社会が多様化し、急速に変化している中で、村民が生涯を通じて主体的に学び、生きがいともなりうる生涯学習の充実が求められます。現在、社会教育の教養講座として5講座があり、学習ニーズの多様化や村民の要望に合わせた講座の新設を検討しています。しかし、住民ニーズと学習メニューの調整や講師の確保、地理的な要因から受講希望者の会場までの移動の問題など新規開講が難しい状況でもあります。

今後も幅広い学習機会の充実と学習場所の確保を図りながら、村民の主体的な学習活動が推進できるよう様々な環境整備を進める必要があります。

スポーツ、レクリエーション活動は、健康増進だけでなく、その教育機能も含めて人間の一生に欠くことのできない基本的要素のひとつといえます。また、生涯に渡って健康で豊かな生活を送るための重要な役割を担っています。

村民の高齢化が進み団体スポーツや競技型スポーツの活動は難しい面もあり、健康増進や体力維持など、保健的な視点でのスポーツ振興を検討する必要があります。加えて、体育施設の整備・充実を図るとともに各種団体への支援や指導者の育成を推進することが必要です。

《施策の体系》

社会教育・社会体育の振興

① 社会教育の振興

② 社会体育の振興

③ 地域間交流の推進

《施策の内容》

① 社会教育の振興

- ① 村民に気軽に本に接してもらうため、移動図書館車による巡回事業をより効果的・効率的に推進します。
- ② 図書館の計画的な環境整備、蔵書管理を推進するとともに、利用促進を図るための企画や催しの開催を検討します。
- ③ 各種学習講座を充実するとともに、団体活動や自主活動への支援に努めます。

- ④村民の学習ニーズに対応できる講師や活動リーダーを発掘・育成し、必要に応じて活動拠点の確保を検討します。
- ⑤青少年委員を中心とした見守り活動を行うことにより、青少年の健全な育成を図ります。

② 社会体育の振興

- ①スポーツやレクリエーション活動の活性化のため、スポーツ推進委員活動を充実します。
- ②スポーツやレクリエーション活動に取り組む団体や組織の支援に努めます。
- ③各種スポーツの指導者育成・確保に努めます。
- ④年齢や健康状態、興味・関心に応じたスポーツやレクリエーション活動の推進に努めます。
- ⑤総合運動場や学校施設など、スポーツ活動拠点の管理・整備を推進します。

③ 地域間交流の推進

- ①現在の地域間交流活動を継続、充実するとともに新しい交流先についても検討します。
- ②ホームステイ受け入れ家庭の確保・登録を推進します。
- ③双方向型情報通信メディアを利用した地域交流について検討します。



4. 文化と伝統の継承

《現状と課題》

村の過疎化の進行は文化面に大きく影響し、文化的活動を衰退させ、伝統芸能の維持をも危うくする状況になりつつあります。

村には国指定重要文化財の小林家住宅や都天然記念物の神戸岩の他、埋蔵文化財をはじめ、数多くの歴史的文化遺産があります。また、地域に残る式三番や獅子舞、神楽などは人から人へと受け継がれてきた地域の伝統文化です。

新しい文化の創造を目指すためには、歴史を経て継承されてきた村独自の文化と調和させていくことが必要です。このような視点にたつて、村民自らが意識の高揚を図ることのできる施策の推進が望まれます。

今後は、これらの地域資源を利用し、郷土の歴史・風土・風習等を知るための施策を講じ、さらに、文化財保護の思想の高揚を図るため、郷土史を知る機会づくりや地域に根ざした伝統芸能等の保護・普及と継承に努め、郷土愛の育成を図る必要があります。

加えて、遺跡から発掘された石器類の保全や生活様式を知るうえで貴重な民具等を散逸から守るとともに、保管・公開している郷土資料館の更なる充実も必要です。

《施策の体系》

文化と伝統の継承

① 文化財の保全

② 伝統芸能の継承

③ 郷土資料館の充実

《施策の内容》

① 文化財の保全

- ① 指定文化財の適切な保全を図るとともに、地域資源としての管理・活用について検討します。
- ② 文化財専門委員との連携により、埋蔵文化財、古文書、民具等の調査・収集体制の充実を図ります。
- ③ 村内に継承されている地域資源に対して村文化財の指定を強化し、その維持管理に努めます。

- ④保存樹木や社寺林などの保全を図り、周辺環境の整備に努めます。
- ⑤学校教育や社会教育と連携し、郷土史や文化財についての認識を深めるとともに、保全や継承の担い手づくりを支援します。
- ⑥国指定重要文化財小林家住宅の管理・活用に努めます。

② 伝統芸能の継承

- ①郷土伝統芸能の活動団体への支援を通じ活動の活性化を促進します。
- ②伝統芸能の発表の場づくりや村内外の活動団体との交流機会づくりなどに努めます。
- ③伝統芸能や伝承行事を継承するため、活動団体やリーダーへの支援、担い手育成の支援を図ります。

③ 郷土資料館の充実

- ①郷土資料館の維持管理の充実とともに、保存資料の適切な管理・保存に努め次世代に継承します。
- ②企画展やイベント等の開催を充実し、村内外から親しまれる資料館運営に努めます。
- ③郷土資料館を通じて村の歴史を広く知ってもらえるよう、広報や情報発信に努めます。



第5節 参加と交流の村づくり

1. 定住環境の整備・充実

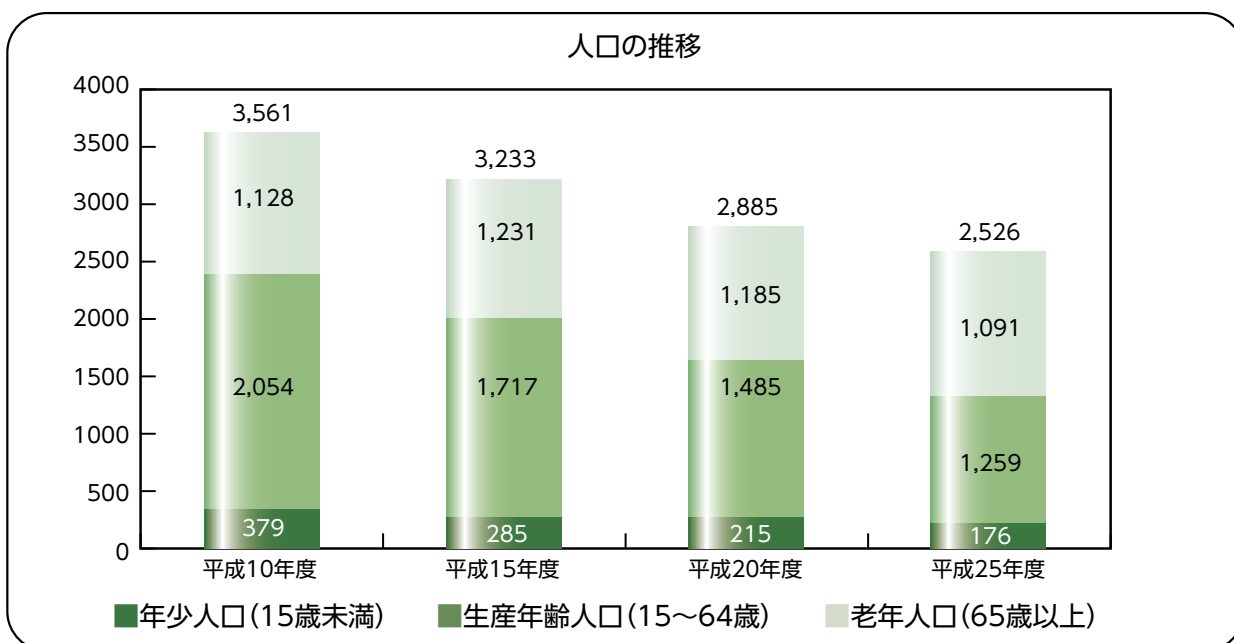
《現状と課題》

檜原村の人口は、昭和22年の6,642人をピークに減少に転じ、現在2,526人（平成25年1月1日）と減少傾向での推移となっています。併せて少子高齢化も進み、高齢者のみの世帯も多くなっています。村は豊かな自然に恵まれた居住環境ですが、就業の場が少ないため、あきる野市をはじめ、近隣市町へ職を求めて転出する傾向にあります。

また、人口減少により地域の自治会組織を構成する世帯数や世帯人数も減少して高齢者の割合が高くなり、地域のコミュニティ活動や近隣の共助活動への支障が懸念されます。

村では、住民の定住化と流入人口増加のための住宅対策として、平成14年度から平成24年度までに、公営住宅の建て替えや村営住宅の新規建設などに取り組み、積極的に若年者の定住化を促進してきました。今後は更なる定住化に向けた環境整備ができるよう、未利用地や空き家などの有効活用の施策づくり、村有地の確保、分譲住宅なども検討する必要があります。

また、地域社会についての考え方も東日本大震災を契機に、住民相互の助け合いと連帯感の重要性が見直されています。今後は、従来の慣習にとらわれない、新しい活動形態や外部の人たちとも連携した地域資源の活用など各地域の実情に合った柔軟なコミュニティ運営のあり方を考えていかななくてはなりません。



《施策の体系》

定住環境の整備・充実

- ① 良質な住宅の整備
- ② コミュニティ活動の活性化
- ③ コミュニティ施設の充実

《施策の内容》

① 良質な住宅の整備

- ①多様な生活ニーズや世代ニーズに合わせた魅力ある村営住宅の建設を推進します。
- ②空き家や未利用地の情報を収集・整理するとともに有効に利活用し、村営住宅としての整備や転入・転居希望者への情報提供の仕組み作りを検討します。
- ③若年世帯定住促進補助金制度を継続し、若い世代の定住化促進を図ります。
- ④村営住宅や村有地の分譲販売など、土地利用施策も含めた定住促進の制度を検討します。
- ⑤高齢者や障害者が安心して住める、バリアフリー型の専用村営住宅の整備を検討します。

② コミュニティ活動の活性化

- ①自治会連合会への助成や自治会組織の活性化への支援を通じ、地域住民が主体となったコミュニティ活動の促進に努めます。
- ②地域の自主的な村おこし事業への取り組みを推進します。
- ③村民と行政の相互理解を深め、村政情報の周知、地域課題や情報収集を図るため、行政職員の地域担当者制度を推進します。
- ④快適な生活環境づくりのため、環境美化活動などのボランティア活動などに多くの住民参加を求め、コミュニティ活動への理解と意識づくりを啓発します。

③ コミュニティ施設の充実

- ①自治会館の整備、修繕などの支援とともに、下水道普及の地域の模範となるよう施設の下水道接続を推進します。
- ②コミュニティセンターの維持・管理の地元委託を継続するとともに、計画的な大規模改修および個別の修繕等を実施します。

2. 行政運営の充実

《現状と課題》

近年の社会経済情勢の変化や村民の生活環境、価値観の多様化にともなって、行政への住民ニーズは一層複雑多岐に渡ると予想されます。また、地方分権の推進による権限移譲や日々進展する情報通信技術にも的確に対応する必要があります。こうした行政需要の増大と多様化に対応しながら、魅力ある地域づくりを推進するためには、その担い手である行政の役割が一層重要になります。

「質の高い行政サービスを最少の経費で提供する」という行政の使命を再確認して、村民の生活環境整備および「やすらぎの里」を中心とした各種福祉事業等を展開するため、地方分権時代に対応した行政運営体制の整備が必要となります。

村ではこれまで、行財政改革のため行政改革実施計画を推進しています。今後も、小規模自治体として生き残るために、檜原村行政改革大綱に基づいた組織や人事の適正な管理による少数精鋭の組織体制づくりや事務の簡素化、IT化による効率化をさらに推進する必要があります。

また、村民の立場に立った届け出等の窓口業務の工夫や創造性豊かな職員を育成するための研修、より効果的な事務事業の改善等、あらゆる手段を講じて行政の機能を高め継続的に行政改革に取り組む必要があります。

《施策の体系》

行政運営の充実

- ① 信頼される行政の確立
- ② 効率的な行政運営
- ③ 開かれた行政づくり
- ④ 情報化時代への対応

《施策の内容》

① 信頼される行政の確立

- ①簡素で効率的な行政組織の整備を図るため、定員管理計画に基づいた人員管理を推進します。

- ②行政需要や住民ニーズに対応できるよう、柔軟な人員配置や組織体制づくり、必要に応じた組織・機構の見直しを図ります。
- ③総合計画など各種行政計画の進行管理や進捗把握など、計画行政の推進に努めます。
- ④十分な行政サービスが提供できるよう、職員の知識やスキルの向上に努め、研修機会の充実を図ります。
- ⑤女性職員の管理職登用や審議会等への女性参加の促進など、男女共同参画の推進に努めます。

② 効率的な行政運営

- ①行政改革大綱に基づいた効率的な行政運営に努めます。
- ②指定管理者制度の運用による効率的な行政運営を推進します。
- ③事務の増大に対応できるよう事務事業量の検討を進めるとともに、IT化の推進による事務の効率化に努めます。

③ 開かれた行政づくり

- ①広報やホームページなど様々な媒体を利用するとともに、イベントや地域の集まりなどの機会を通じて行政情報の提供に努めます。
- ②行政に対する住民意見や提言を聴取するため、村長への手紙や意見箱など広聴活動の充実に努めます。
- ③窓口対応や問い合わせ電話などに対し、親しみの持てる分かりやすい対応に努めるとともに、明るく、開かれた、訪れやすい庁舎環境の整備を図ります。

④ 情報化時代への対応

- ①個人情報保護の推進とともに情報管理や情報セキュリティの強化を図ります。
- ②文書管理やデータファイル管理などのルール化や文書の電子化などを推進し、行政情報の整理・保存体制の充実に努めます。
- ③スマートフォンなどの大容量無線通信や地上波・衛星波放送網への対応など、情報通信技術の進展に合わせた情報通信基盤を検討・整備します。

3. 健全な財政運営

《現状と課題》

リーマンショック後の長期にわたる景気の低迷や国内企業のアジア諸国への生産拠点移転などにより、国の歳入の減少や地方経済の活力低下が続いています。その一方で、東日本大震災の復興や老朽化が進む道路・トンネル・橋梁などの都市インフラの再整備などに今後多くの財源を費やす状況になっています。

このような中において、国では平成26年度以降に消費税率の引き上げを決定し、財源確保に道筋をつけようとしています。また、地方交付税は算定方法の見直しを実施され、また補助金についても一括交付金化される傾向にあることなど、地方交付税、国庫補助負担金等あらゆる補助事業の削減は必至と思われます。

一方で、少子高齢化の時代において社会保障費の増大も見込まれ、財政需要や行政需要が高まる傾向は当面続くと思われます。

今後も行政サービスの低下を招かないためにも、安定した新たな財源確保と効率的な財政運営が課題となります。

健全な財政運営のために、補助金・助成金の見直しや基金の確保、管理的経費の削減など歳出の抑制に努め、限られた財源による計画的で効果的な事業配分や有効活用を一層推進する必要があります。

また、村内産業の振興やふるさと納税、受益者負担の適正化など、自主財源の確保についても検討を進める必要があります。

《施策の体系》

健全な財政運営

① 健全な財政運営

② 財源の確保

《施策の内容》

① 健全な財政運営

- ① 経常的経費を抑制し経常収支比率等にも注意しながら、健全な財政運営に努めます。
- ② 補助金検討委員会を設置し、村の補助金制度や補助内容について精査しつつ適正な補助金制度について検討します。
- ③ 行政改革大綱の見直しを進めるとともに、効率的な行政運営・財政運営を推進します。
- ④ 受益者負担の原則に立った各種使用料・手数料の見直しを図ります。

② 財源の確保

- ① 地方分権に係わる権限移譲や財源譲渡などについて、その内容を検討しながら効果的な財源確保を図ります。
- ② 国や都などの補助事業等についての情報収集に努め、効率的・効果的な事業財源の確保を図ります。
- ③ 中長期的な視点での財政運営を図るとともに、基金の確保に努めます。
- ④ 村で発行する広報等の媒体への広告掲載、ふるさと納税への協力者確保など財源確保についての企画・検討を推進します。
- ⑤ 広報・啓発活動の充実による納税意識の向上に努めるとともに、e-Tax（納税の電子申告）の運用充実に努めます。



4. 広域行政の充実

《現状と課題》

道路や交通機関が整備され家庭での自動車保有が増えた結果、就業場所や買い物など日常の生活行動範囲も広域化・多様化しました。日常生活圏が広がるとともに村民の行政サービスニーズも多様化しています。こうした住民ニーズに対応するためには、単独市町村での対応では効率が悪い場合や財政負担が大きくなる事があり、近隣市町と連携した施策展開が必要になります。

このような背景のもと、村は青梅市を中核とした4市3町1村で構成した西多摩地域広域行政圏に属しています。昭和58年の広域行政圏協議会発足以来、構成市町と連携・協力し、様々な行政課題に取り組んでいます。

広域的な行政運営については西多摩地域広域行政圏協議会に参画し、ごみ処理事業や病院経営など一部事務組合等を構成し、効率的な事務処理や住民サービスの向上に努めています。加えて、電算共同運営事業での効率的な電算システム運用を西多摩郡4町村により実施しています。

また、観光ネットワークとして大多摩観光連盟による西多摩・山梨東部での広域観光の取り組みやイベント共催などを推進しています。

今後も村の行政運営には、西多摩地域および秋川流域市町との広域的な行政運営が重要視されるため、近隣市町との連携をさらに強化し、広域行政の推進と更なる行政サービスの向上が必要になります。

《施策の体系》

広域行政の充実

① 広域行政の充実

《施策の内容》

① 広域行政の充実

- ①広域での行事開催や公共施設の共通利用などにより、住民サービスの向上と充実に努めます。
- ②広域連携による効率的な行・財政運営と事業展開を推進します。
- ③西多摩地域の認知向上を図るため、構成市町と連携した広報・PR活動を展開します。
- ④西多摩郡4町村による電算共同運営事業での効率的な電算システム運用を推進します。



資料編

1. 策定経緯
2. 諮問
3. 答申
4. 関係法規(審議会条例等)
5. 審議会委員名簿

1. 策定経緯

○総合計画審議会（全体会）【2回】

- 第1回 平成24年 9月27日
- 第2回 平成25年11月26日

○正副会長・部会長会【1回】

- 第1回 平成25年 4月15日

○産業観光部会【7回】

- 第1回 平成24年 9月27日
- 第2回 平成24年11月 6日
- 第3回 平成24年12月 4日
- 第4回 平成25年 1月29日
- 第5回 平成25年 2月19日
- 第6回 平成25年 3月19日
- 第7回 平成25年 8月13日

○生活環境部会【8回】

- 第1回 平成24年 9月27日
- 第2回 平成24年11月14日
- 第3回 平成24年12月12日
- 第4回 平成25年 1月22日
- 第5回 平成25年 2月27日
- 第6回 平成25年 3月26日
- 第7回 平成25年 4月23日
- 第8回 平成25年 7月 2日

○教育文化部会【8回】

- 第1回 平成24年 9月27日
- 第2回 平成24年11月 1日
- 第3回 平成24年12月 6日
- 第4回 平成25年 1月17日
- 第5回 平成25年 2月14日
- 第6回 平成25年 3月14日
- 第7回 平成25年 8月 8日
- 第8回 平成25年 8月29日

○福祉厚生部会【7回】

- 第1回 平成24年 9月27日
- 第2回 平成24年11月13日
- 第3回 平成24年12月11日
- 第4回 平成25年 1月22日
- 第5回 平成25年 2月18日
- 第6回 平成25年 3月18日
- 第7回 平成25年 7月22日

2. 諮問

檜発第 1239 号
平成 24 年 9 月 27 日

檜原村総合計画審議会
会長 小林 司朗 殿

檜原村長 坂本 義次

檜原村総合計画について（諮問）

このことについて、檜原村総合計画審議会条例第 3 条の規定により檜原村総合計画について貴審議会の意見を求めます。

3. 答申

平成 25 年 11 月 26 日

檜原村長 坂本 義次 殿

檜原村総合計画審議会
会長 小林 司朗

檜原村総合計画の策定について（答申）

平成 24 年 9 月 27 日付檜発第 1239 号をもって諮問を受けた第 5 次檜原村総合計画について、檜原村の現在におかれる現状、将来に向かっての社会情勢や環境の変動等を鑑み、4 つの分科会により細部について、あらゆる面から総合的に慎重に審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので答申いたします。

4. 関係法規 (審議会条例等)

檜原村議会の議決に付すべき事件に関する条例

平成 24 年 3 月 26 日
条例第 12 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決に付すべき事件を定めるものとする。

(議決に付すべき事件)

第 2 条 議会の議決に付すべき事件は、本村における行政全般に係る政策及び施策の基本的方向を総合的かつ体系的に定める基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

檜原村総合計画審議会条例

昭和 57 年 10 月 20 日
条例第 20 号

(目的)

第 1 条 この条例は、檜原村の長期展望に立った総合計画を策定するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき村長の附属機関として、檜原村総合計画審議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 村長の諮問に応じ国及び東京都の長期計画等と調和した檜原村の総合的な基本計画の策定に関し、必要な調査及び審議をするため檜原村総合計画審議会(以下「審議会」という。)をおく。

(所掌事項)

第 3 条 審議会は、村長の諮問に応じ次に掲げる事項について調査及び審議し、答申を行う。

- (1) 檜原村が定める総合計画に関すること。
- (2) その他村長が総合計画策定上必要と認める事項

(組織)

第 4 条 審議会は、審議会委員(以下「委員」という。)32 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。ただし、第 1 号については、公募によることができる。

- (1) 住民代表 4 人以内
- (2) 檜原村各種団体の代表者 4 人以内
- (3) 識見を有する者 16 人以内
- (4) 檜原村の職員 8 人以内

3 審議会に協力委員をおくことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したとき解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に会長及び副会長をおき委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 審議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会及び協力委員)

第 8 条 審議会に部会をおき、部会に属する委員は会長が指名する。

- 2 部会に部会長をおき、部会委員の互選とする。
- 3 部会は、その審議の結果を審議会に報告する。
- 4 協力委員は、審議会の要請により調査等に協力する。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、企画財政課で処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は村長が定める。

附 則(昭和 58 年条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 4 年条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年条例第 17 号)

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

5. 審議会委員名簿

第5次檜原村総合計画審議会委員名簿（敬称略・順不動）				
職名	氏名	選出区分	部会名	備考
会長	小林 司朗	審議会条例第4条第2項第3号該当	教育文化	一般
副会長	土屋 大造	第4条第2項第3号該当	生活環境	檜原村自治会連合会会長
委員	○野村 正雄	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	平塚 傳	第4条第2項第2号該当	〃	JA 秋川檜原支店長
〃	久保田 一弘	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	吉野 朱美	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	大久保 真一	第4条第2項第1号該当	〃	一般
〃	清水 稔	第4条第2項第4号該当	〃	課長
〃	○野口 猛	第4条第2項第3号該当	福祉厚生	一般
〃	田原 邦朗	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	高木 正二	第4条第2項第2号該当	〃	檜原村社会福祉協議会会長
〃	嵩崎 利彦	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	三谷 泰子	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	中村 小百合	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	高取 弥三郎	第4条第2項第4号該当	〃	課長
〃	久保嶋 光浩	第4条第2項第4号該当	〃	課長
〃	○野口 九太郎	第4条第2項第3号該当	産業観光	一般
〃	清水 恒道	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	嶋田 敏夫	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	田中 惣一	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	高木 健一	第4条第2項第1号該当	〃	一般
〃	戸田 雅子	第4条第2項第1号該当	〃	一般
〃	小林 泰代	第4条第2項第4号該当	〃	課長
〃	坂本 政人	第4条第2項第4号該当	〃	課長
〃	○高木 正久	第4条第2項第3号該当	教育文化	一般
〃	吉野 一巳	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	大谷 貴志	第4条第2項第2号該当	〃	檜原村小・中PTA代表
〃	浦野 結花	第4条第2項第3号該当	〃	一般
〃	幡野 了子	第4条第2項第1号該当	〃	一般
〃	吉本 昂二	第4条第2項第4号該当	〃	課長（H25.3.31まで）
〃	小林 泰夫	第4条第2項第4号該当	〃	課長（H25.4.1から）
〃	野村 雅巳	第4条第2項第4号該当	〃	課長

○は部会長

第5次檜原村総合計画

森と清流を蘇らせ 未来に誇れる活力のある村

発行日◎平成 26 年 3 月

発 行◎檜原村

東京都西多摩郡檜原村 467-1

電話：042-598-1011(代表)

印 刷◎株式会社サンニチ印刷